米価・備蓄米、水活の見直し、
地方みらい共創戦略

自民党　政調会長代理／参議院議員

滝波　宏文

（たきなみ　ひろふみ）

令和8年11月16日 @県農政連幹部研修会

たきなみ（滝波）宏文　プロフィール



〈信条〉
勤勉・正直・感謝

平成 6年　大蔵省（現、財務省）入省
17年　財務省　主計局主査
20年　同　人事企画室長
21年　スタンフォード大学客員研究員
23年　財務省　広報室長

24年　財務省退官→ふるさと福井県へ
25年　※参議院議員　（初当選）
26年　参議院　経産委員会　理事
27年　自民党　経産／財金／環境　副部会長
28年　与党 北陸新幹線 敦賀・大阪検討委　事務局長
29年　参議院　経産委員会　筆頭理事
30年　**経 済 産 業 大 臣 政 務 官**
令和元年　**参議院議員　2期目当選**
参院自民党　国対副委員長　（※は現職）
2年　参議院　資源エネルギー調査会 筆頭理事
参議院　予算委員会 理事
3年　参議院　総務委員会 筆頭理事
※自民党　原子力規制特委 幹事長
4年　自民党　水産部会長
参議院　拉致問題特委　筆頭理事
5年　参議院　農林水産委員長
6年　農　林　水　産　副　大　臣
7年　参議院議員　3期目当選
参議院　国土交通委員会　筆頭理事
※自民党　海洋開発特別委員長
※自民党　企業会計小委員会　委員長
※自民党　総合農林政策調査会　副会長
※与党　新幹線プロジェクトチーム　事務局長
8年　※参議院改革協議会 選挙制度専門委員会（自民代表）
※自民党　政調会長代理

昭和46（1971）年10月20日　福井県生まれ
〈学歴〉福井県大野市立　下庄小学校卒業
同　陽明中学校卒業
福井県立　大野高校卒業
東京大学法学部卒業
シカゴ大学大学院修了　公共政策学修士（MPP）
早稲田大学大学院修了　博士（PhD）

〈資格〉米国公認会計士

<事務局長などを務める議員連盟>

- 恐竜学研究環境整備推進議連（'25～幹事長）
- 「あなたの街にも国宝を」議連
- 立地に寄り添うエネルギー政策推進議員連盟
- 障害児者の情報コミュニケーション推進議連（'26～会長補佐）
- 地域金融議連
- 日・スロベニア友好議連
- 人口急減地域対策議連
- 森林整備・治山事業促進議連
- スキー議連

米の需給見通し等について

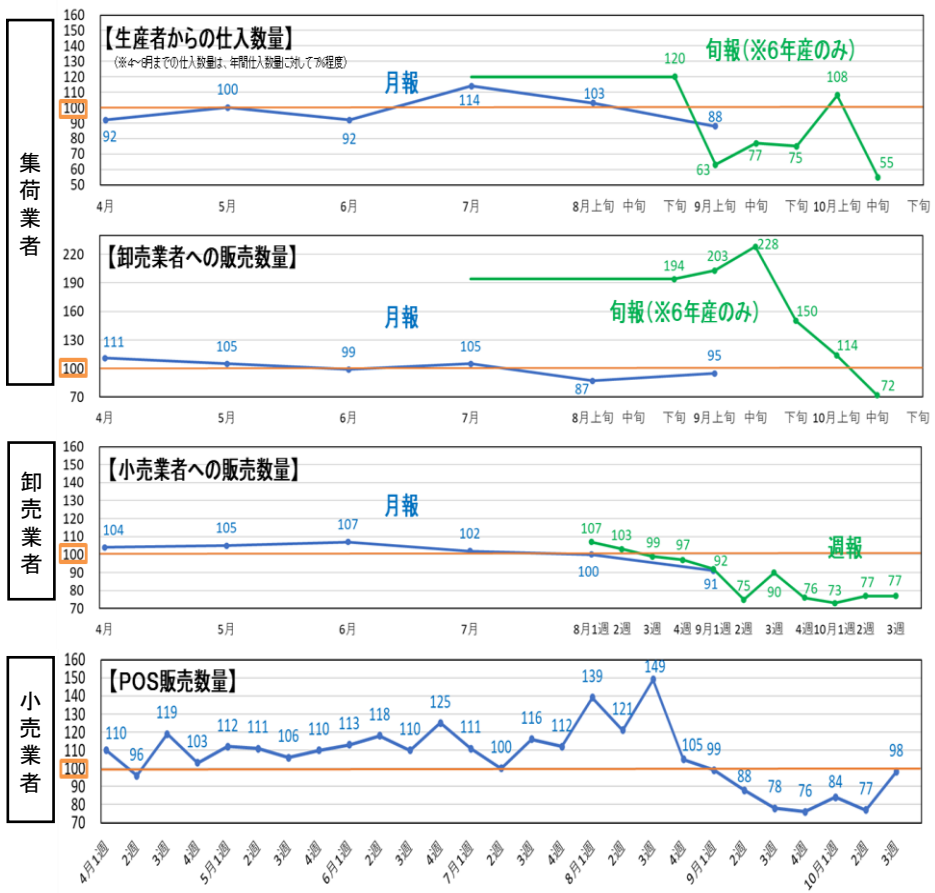
今般の端境期の米の需要と供給の動向の背景・原因を踏まえた今後の対応　“令和の米騒動”

（１）それぞれの流通段階における供給状況（前年同期比）

○　一般的に、業務用向けへの米の供給は、古米から新米への切り替え時期が遅く（生産年翌年12月から翌々年３月頃までが多い）、他方、スーパー等の小売向けへの米の供給は、新米が出回るタイミングで古米から切り替わる。

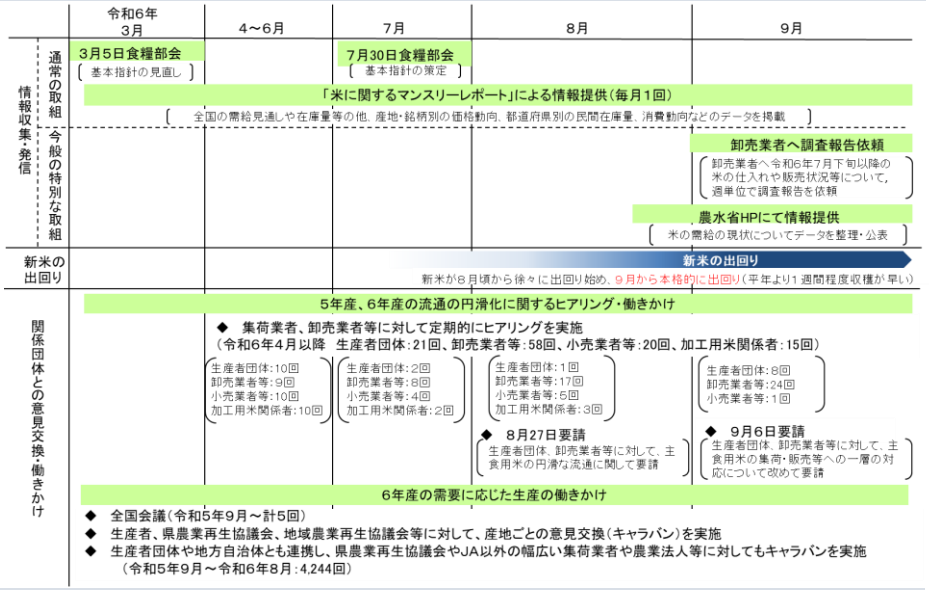
○　各流通段階における供給状況は、集荷段階から小売段階までは、令和６年７月までは、前年同期比で昨年と同程度から昨年以上に供給が行われていた。

○　そのような中で、８月の南海トラフ地震臨時情報等を受け、小売段階で消費者への販売（消費者の購入）が前年同期比で２割から４割を超えて増加したことから、各流通段階からの供給が追い付かない状況が発生した。



※１：生産者等→集荷業者等。月報は500トン以上の集荷業者からの在庫調査結果。旬報は全国集荷団体から聞き取りによる。
※２：集荷業者等→卸売業者等。月報は500トン以上の集荷業者からの在庫調査結果。旬報は全国集荷団体から聞き取りによる。
※３：卸売業者等→小売業者等。月報は５万トン以上の卸売業者（30社）からの販売動向調査結果。週報は大手卸売業者（10社）からの聞き取りによる。
※４：小売業者等→消費者。ＰＯＳ販売数量は（株）KSP-SPが提供するＰＯＳデータ（全国約1,000店舗が対象）による。

（２）米の円滑な流通に関する取組状況



（３）今後の対応

① 分析で明らかになったこと

- 各流通段階における供給状況は、昨年と同程度から昨年以上に供給が行われていたが、８月の南海トラフ地震臨時情報等を受けた買い込み需要に各流通段階からの供給が追い付かない状況が発生した。
- 今年の春以降から情報収集や働きかけは行っていたが、品薄に関しての特別な情報発信や流通関係者への働きかけは品薄状況が顕在化した８月下旬からの取組となった。
- 在庫量に占める業務用向けと小売向けとの比率は卸売業者によって大きく異なり、端境期において、必ずしも小売向けの比率が少なかった卸売業者だけではなかった。また、業務用向けの契約分を取り崩して小売向けに販売を行った卸売業者も存在。

② 分析を受けた今後の対応

- **主要集荷業者・卸売業者に対する端境期前（６月以降）から端境期（９月中旬）までの集荷量、販売量、在庫量の週次調査の実施**
- **卸売業者等やスーパー・米穀店等への流通実態に関する定期的なヒアリング**
- **米の流通の現状のポイントをまとめて発信するなど消費者にもわかりやすい情報発信**
- **米の需給に関する基本的な情報についての月例記者ブリーフィングの開催**

今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

《検証》

（１）**農林水産省**は、人口減少等による**需要のマイナス・トレンドの継続**を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成（令和４年秋・令和５年秋）。また、生産量の見通しにおいても、精米歩留まりが低下していることを考慮していなかった。

他方、実際の生産量及び在庫量から計算した**需要量(玄米ベース)**は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、6/7年は**増加**。また、精米とう精数量から推計した需要量（精米ベース）でも、令和４年産と比較して、令和５・６年産は増加。

その要因は、高温障害等により**精米歩留まりが悪かった**ことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（**供給面の要因**）に加え、**インバウンド需要**や、家計購入量の増加など**一人当たり消費量の増加**によるものと考えられる。

この結果、生産量は需要量に対し**不足**（令和5/6年：40～50万トン程度（需要量比：6～8%程度）、令和6/7年：20～30万トン程度（需要量比：4～5%程度））し、**民間在庫を取り崩し**、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。

（２）**民間在庫**は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できる**バッファーになり得ない**状況。
民間在庫の減少に伴い、流通段階では、次年度の端境期に**米が不足するとの不安**から競争が発生。卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、**比較的高い価格の米を調達**。

（３）これらが**米価高騰**の要因となる中、農林水産省は、**生産量(玄米ベース)は足りているとの認識**の中で、
①**流通実態の把握に消極的**であり、**マーケットへの情報発信や対話も不十分**。
②**政府備蓄米**についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、**放出時期が遅延**。
こうした対応の下で、卸売業者等の不安感を払拭できず、**更なる価格高騰**を招致。

《今後の方向性》

①需給の変動にも柔軟に対応できるよう、官民合わせた備蓄の活用や、**耕作放棄地**も活用しつつ、**増産**に舵を切る**政策への移行**
②農地の集積・集約、大区画化や、スマート農業技術の活用、新たな農法（節水型乾田直播等）等を通じた**生産性の向上**
③米国の関税措置による影響を分析しつつ、増産の出口としての**輸出の抜本的拡大**
④**精米ベース**の供給量・需要量や消費動向の把握等を通じた、余裕を持った**需給見通しの作成**と**消費拡大**
⑤**流通構造**の透明性の確保のための実態把握や流通の適正化を通じた消費者・生産者等の**納得感の醸成**
⑥作物ごとの生産性向上等への転換、環境負荷低減に資する新たな仕組みの創設等を通じた**水田政策の見直し**（令和９年度）　等

今般の米価高騰の要因と対応の検証（生産量は足りていたのか）

○ 人口減少等による**需要のマイナス・トレンドの継続を前提**として、翌年産の**需要量と生産量の見通しを作成。**

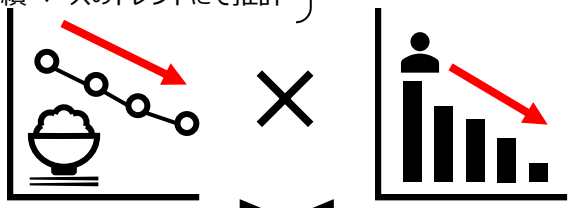
○ 高温障害等により**精米歩留まりが悪かった**ことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、**インバウンド需要や、家計購入量の増加**などにより、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量(玄米ベース)は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、令和6/7年は増加。

○ この結果、**生産量は需要量に対し不足**し、**民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保**せざるを得なかった。

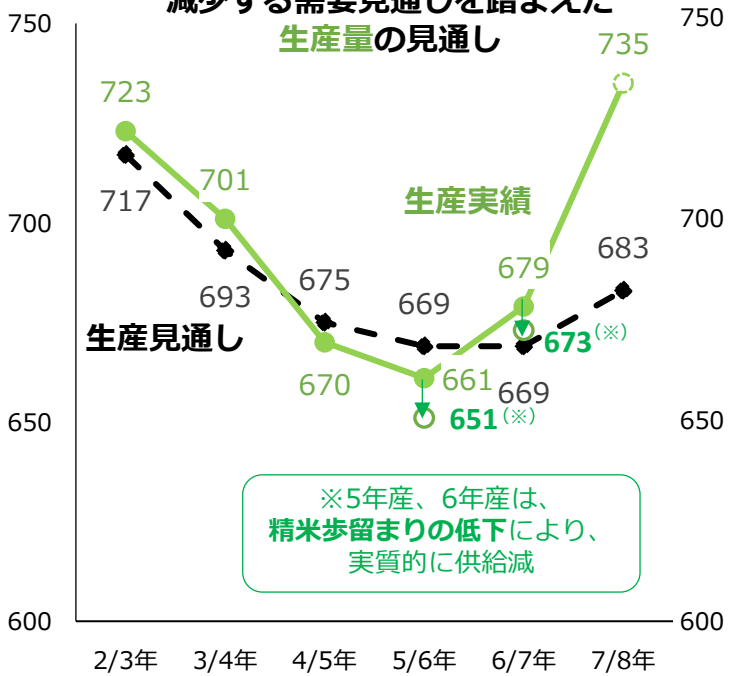
毎年秋、食糧部会に諮問して、
翌年の主食用米等の**需給見通し**
（需要量の見通し、生産量の見通し等）
を作成

年間一人当たり消費量
過去（平成8/9年以降）の
需要実績ベースのトレンドにて推計

人口
毎年減少

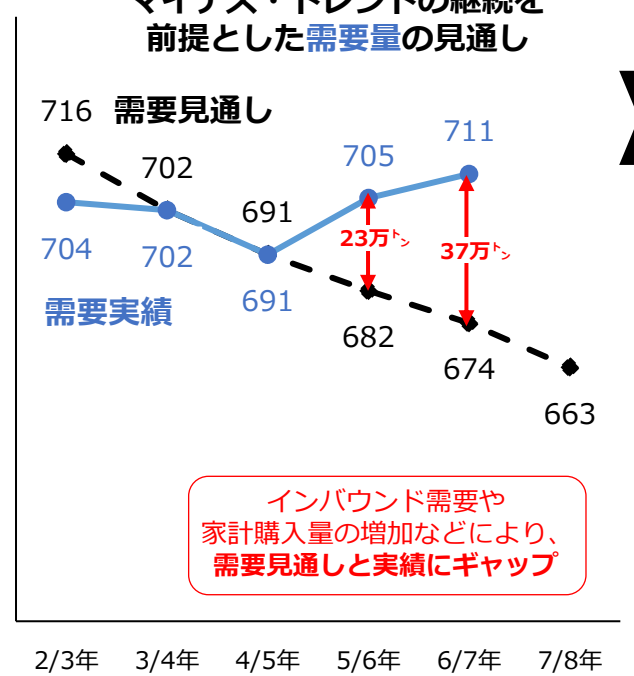


減少する需要見通しを踏まえた生産量の見通し

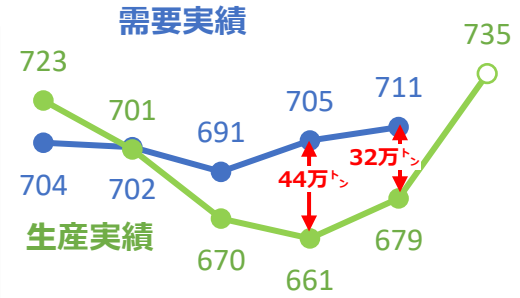


※5年産、6年産は、
精米歩留まりの低下により、
実質的に供給減

マイナス・トレンドの継続を前提とした需要量の見通し

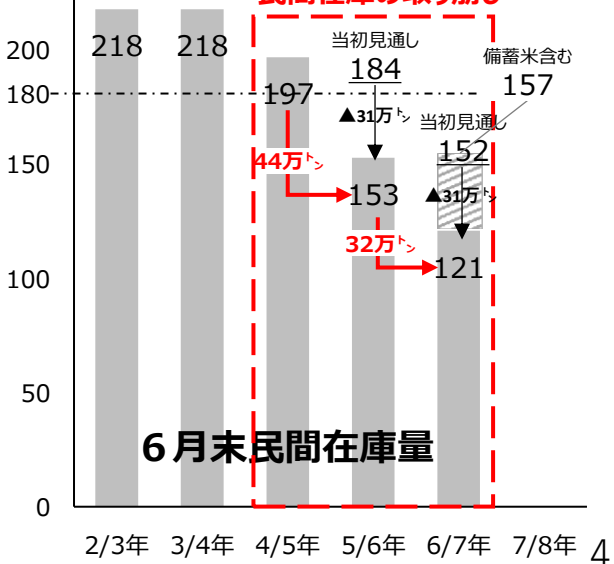


インバウンド需要や
家計購入量の増加などにより、
需要見通しと実績にギャップ



生産量が需要量に対し不足

民間在庫の取り崩し



（※）令和2-4年産平均と比べ精米歩留まりが低下した分を加味した実質的な生産量。

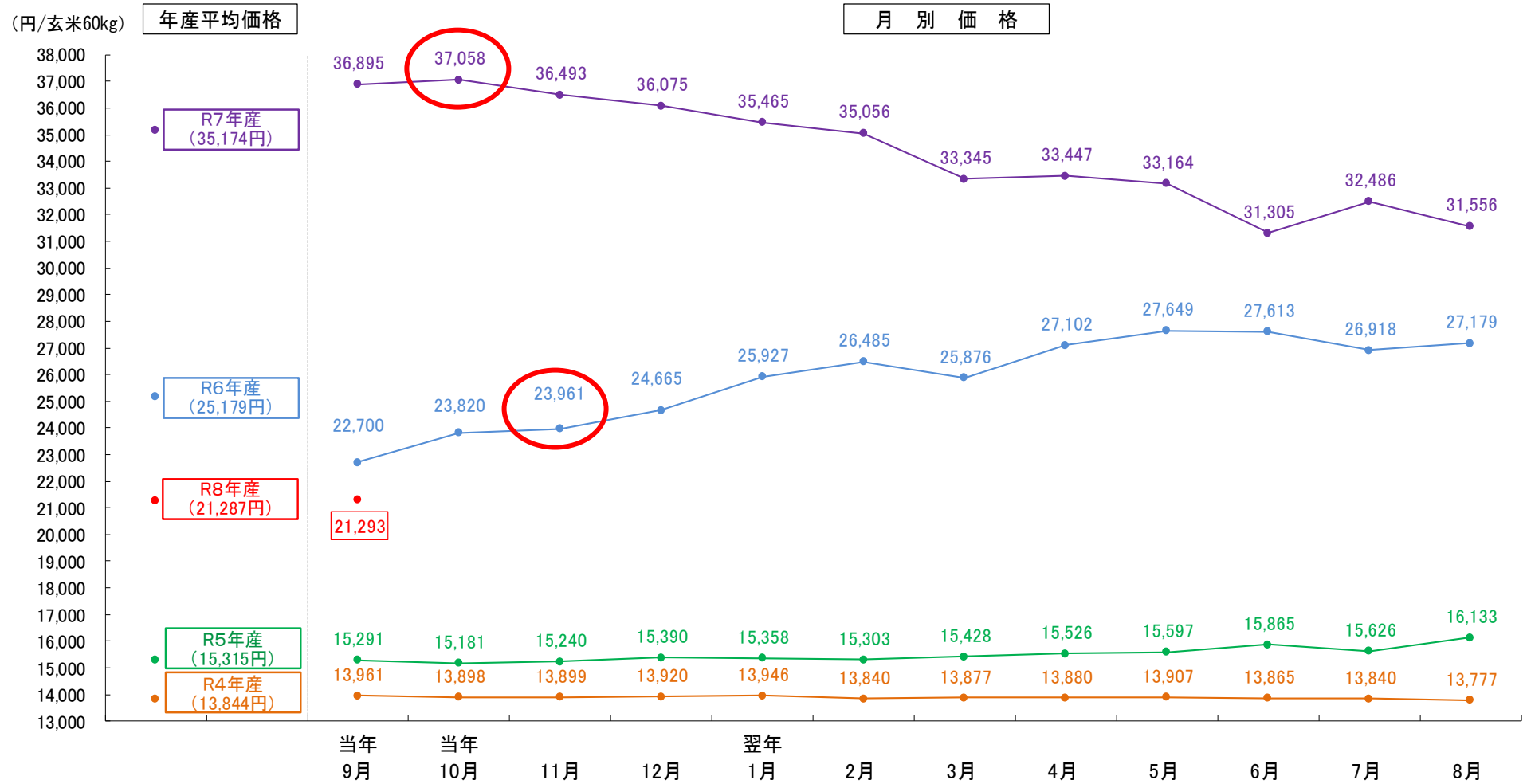
（万トン、玄米ベース）

（万トン、玄米ベース）

（万トン、玄米ベース）

相対取引価格の推移（令和４年産～令和８年産）

- ○ 令和８年産米の令和８年９月の相対取引価格は、全銘柄平均で21,293円/玄米60kgとなり、対前年同月▲15,602円（▲42%）、対前々年同月▲1,407円（▲６%）となったところ。
- ○ 相対取引数量は、5.4万トンとなり、対前年同月比▲66%となったところ。令和７年産米の取引も継続していることなどから、例年に比べ新穀である令和８年産米の取引数量は少ない。
- ○ 年産平均価格は21,287円/玄米60kgとなり、対前年▲13,887円（▲39%）、対前々年▲3,892円（▲15%）となった。

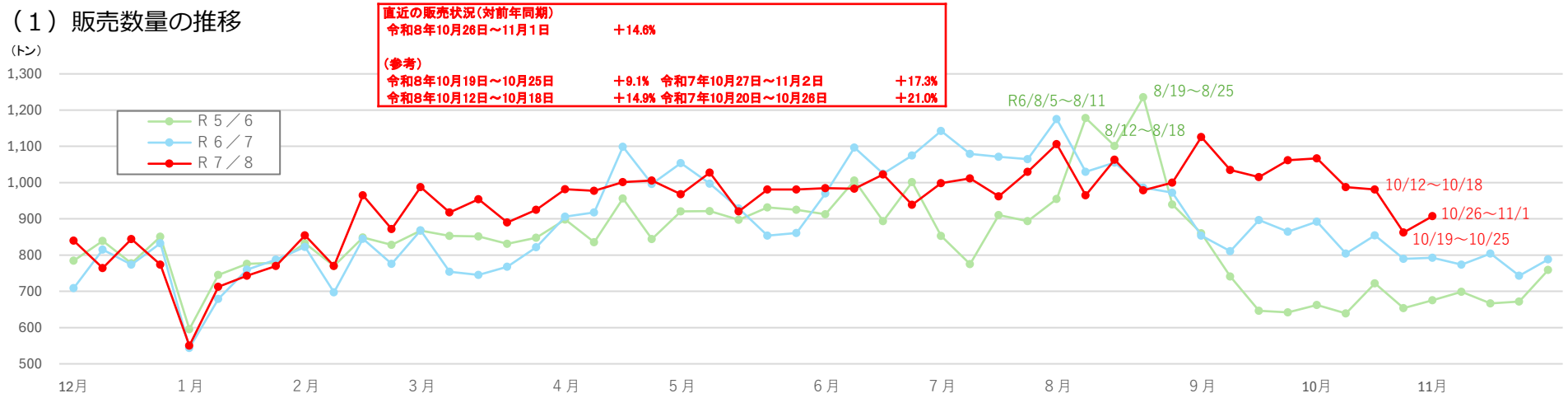


資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注１：運賃、包装代、消費税相当額を含む１等米の価格である。
　２：グラフ左側の年産平均価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（７年産及び８年産は出回りから令和８年９月までの速報値）の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

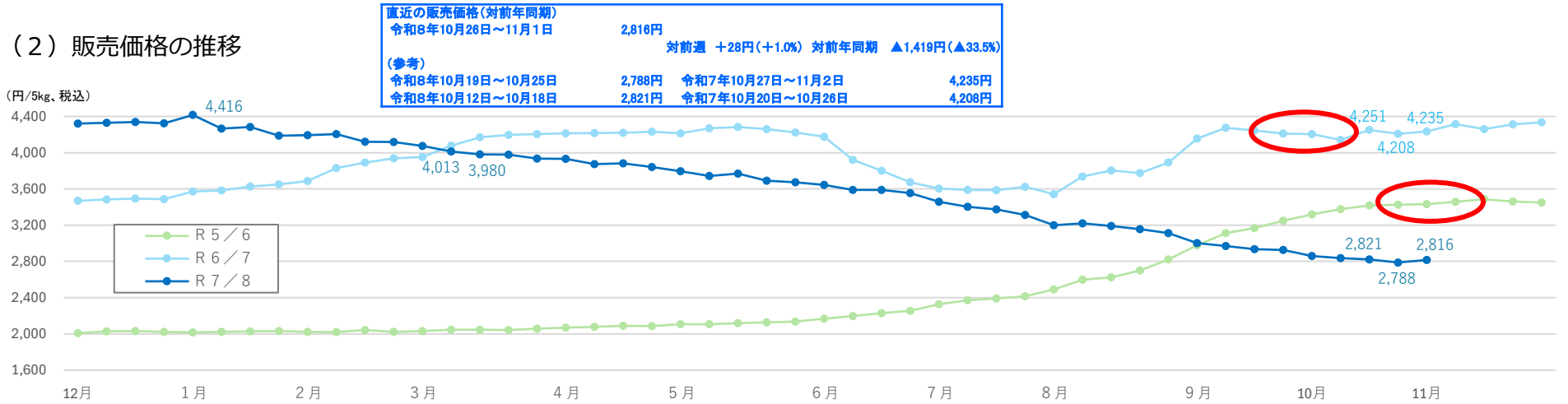
スーパーでの販売数量・価格の推移（ＰＯＳデータに基づき作成、全国・週次）

○ 令和８年10月26日の週の平均価格は、2,816円/５kg（前週比＋28円）。
○ 平均価格については、令和７年６月以降、政府備蓄米の流通により一旦低下したが、９月以降は4,000円/5kgを上回る水準で推移。
令和８年１月以降、下落基調に転じ、令和８年９月７日の週に3,000円を下回った。
○ 販売数量については、政府備蓄米の流通時期に増加、その後は平年並みに推移。
令和８年２月から４月にかけ増加したものの、その後は平年並みに推移し、直近は新米の出回り等を背景に堅調に推移。

（１）販売数量の推移



（２）販売価格の推移



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成
注１：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。
注２：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。
注３：『ブレンド米等』には、ブレンド米のほか、PB商品等も含まれうる。
注４：ラウンドの関係で対前週比等の数値は一致しないことがある。

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況

○ 買受者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受者から一定期間後（原則として売渡しから５年以内（双方協議の上延長することも可能））に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で販売。

○ 併せて、①地域ごとの需給状況、スーパー等の小売事業者などの調達状況や学校給食等向けの円滑な供給などにも配慮した円滑な流通確保及び消費者への安定供給に向けた対応や、②米トレサ法、食品衛生法等の遵守・取引先への働きかけについて、集荷業者、卸売業者、小売業者等に対して通知（令和７年３月14日発出）。

○ さらに、政府備蓄米の取引をするにあたって、地域ごとの需給状況にも配慮した供給とともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進め、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めてもらうよう、米の流通関係者に対して通知（令和７年４月30日発出）

＜政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況＞

販売対象者

以下の条件を全て満たす者

- 年間の玄米仕入量が5,000トン以上の集荷業者
- 令和７年８月末までの卸売業者等への販売の計画・契約を有する者
  （入札の際に当省に販売計画等を提出）

販売価格

今般の政府備蓄米の販売にあたっては、「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき、現在の価値（市場価格等）により最低販売価格を設定し、競争入札を実施。

卸売業者等への販売状況の報告・公表

- 買受者から販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告
- 報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表

販売対象米穀・数量

申込上限数量：「売渡予定数量」×「申請者の集荷数量のシェア」に基づき上限を設定

対象米穀：令和６年産米、５年産米

対象数量：第３回（令和７年４月）まで：31万トン

【入札結果】

第１回入札（執行日：令和７年３月10日～12日、公告日：３月３日）
契約数量：141,796トン　落札価格：21,217円/60kg　→３月18日以降引渡し

第２回入札（執行日：令和７年３月26日～28日、公告日：３月19日）
契約数量：70,336トン　落札価格：20,722円/60kg　→４月11日以降引渡し

第３回入札（執行日：令和７年４月23日～25日、公告日：４月16日）
契約数量：100,164トン　落札価格：20,302円/60kg　→５月14日以降引渡し

※落札価格は、各回において落札された販売区分の加重平均

随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況

○ 小売業者向けに、政府備蓄米を定価による随意契約により売渡し。（令和７年６月20日より対象者を拡大し、中食・外食（給食等）事業者を追加）

○ については、今回は**小売業者等に対する売渡しであることから求めない**こととするが、備蓄水準を計画的に回復する観点から、今後環境が整った際には、今回の随意契約による売渡し数量と同量を今後買い入れる方針。

○ 今回の売渡しについては、**「政府備蓄米を安価で安定的に供給する」ことを目的に実施**することから、会計法第29条の３第４項の「契約の目的が競争を許さない場合」に該当するものとして**随意契約により売渡し**。

＜随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況＞

販売対象者

① 大手小売業者
（年間 10,000トン以上の取扱数量（見込み含む））

② 中小小売業者
（年間 1,000トン以上、10,000トン未満の取扱数量（見込み含む））（これらの共同購入を含む）

③ 精米能力を有する米穀小売店
（これらの共同購入を含む）

④ 中食・外食（給食等）事業者
（これらの共同購入を含む）

販売価格（税抜）

令和４年産：11,010円／60kg
令和３年産：10,080円／60kg
令和２年産：　9,140円／60kg

買受者からの販売状況の報告・公表

- 販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告
- ＰＯＳデータを毎週報告（④には求めない）
- 報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表

販売対象米穀・数量(令和７年9月30日時点)

(1)令和７年５月26日・27日申込受付
＜対象・数量＞
①大手小売業者　22万トン(４年産20万トン、３年産２万トン)
→申込確定：200,638トン［59社］
(４年産187,940トン、３年産12,698トン)

(2)令和７年５月30日～申込受付
＜対象・数量＞
②中小小売業者：６万トン(３年産)
③精米能力を有する米穀小売店：２万トン(３年産)
→申込確定：②28,074トン［185社］ ③10,531トン［269社］

(3)令和７年６月11日～申込受付
＜対象＞
①大手小売業者、②中小小売業者、③精米能力を有する米穀小売店
④中食・外食(給食等)事業者(令和７年６月20日～申込受付)

＜数量＞
３年産10万トン、２年産10万トン
うち３年産10万トンと中小小売業者向けの残余の約２万トン(３年産)を先行して売渡し
〔→申込確定：①16,913トン[15社] ②5,192トン[56社]③7,766トン[140社] ④10,862トン[182社]〕

合計 申込確定数量　279,976トン[906社]

※数量は玄米ベース

政府備蓄米の売渡しに係る備蓄水準の回復について

○ 政府備蓄米は、**食料安全保障**の観点から、適正水準への回復を進めていく。

○ 政府備蓄米の売渡し（全体で59万玄米トン）に係る備蓄水準の回復は、**供給不足になる状況を避けつつ**、**適正水準に向けて着実に回復**を図る観点から、令和９/10年以降も含め、**今後、計画的に実施**。

○ **本年9月、急激な需給変動を避ける**とともに、 政府備蓄米の**年産構成の適正化**を図る観点も踏まえ、**令和７年産米21万玄米トン**の買戻しを決定し、全量成約済み。現在、引渡しに向けた手続を進めているところ。

○ また、順次、備蓄期間が経過した備蓄米を飼料用等の非主食用に販売。

○ 9/25現在の予想収穫量からは、**供給量が十分に確保され追加的な買戻しが可能な需給環境**が整いつつあるが、災害・長雨の影響を見極める必要があることを踏まえ、10/25現在の予想収穫量など、今後の需給状況等を見定めた上で、適正水準への回復を着実に進めていく。**「買戻し条件付売渡し」に係る追加的な買戻し**を実施することにより、売渡者から買戻すという義務を確実に履行していく。

<9月に決定した政府備蓄米の買戻しについて>

買戻しの方法

随意契約（一般競争入札により買戻し条件付きで売渡した政府備蓄米の買受者の中から、見積合せにより契約相手を決定）

買入価格・契約相手の決定

・見積合せにより契約相手を決定
・予算決算及び会計令に基づき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定める。

スケジュールと対応状況

令和８年９月２日　公示
令和８年９月18日　見積合せの実施
※*21*万玄米ﾄﾝ成約済み。

現在、引渡しに向けた手続を実施中。

今回の買戻しにおける対象米穀・数量

対象米穀：国内産米穀（水稲うるち玄米（１～３等））
対象数量・年産：７年産米21万玄米トン

令和８年産政府備蓄米の買入れについて

○　令和８年産の政府備蓄米の買入れについては、下記のとおり、従来通り一般競争入札により、２１万トンを対象として、「年明け１月以降、数回程度入札を実施」と示していたところ。

買入れの方法

公平性・透明性を確保する観点から、従来通り一般競争入札により実施（基本指針に規定）

入札の参加資格者

国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有する者

買入価格・落札者の決定

予算決算及び会計令に基づき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定め、低価の入札者から落札者を決定。

対象米穀・数量

対象米穀　　国内産米穀（水稲うるち玄米（１～３等））

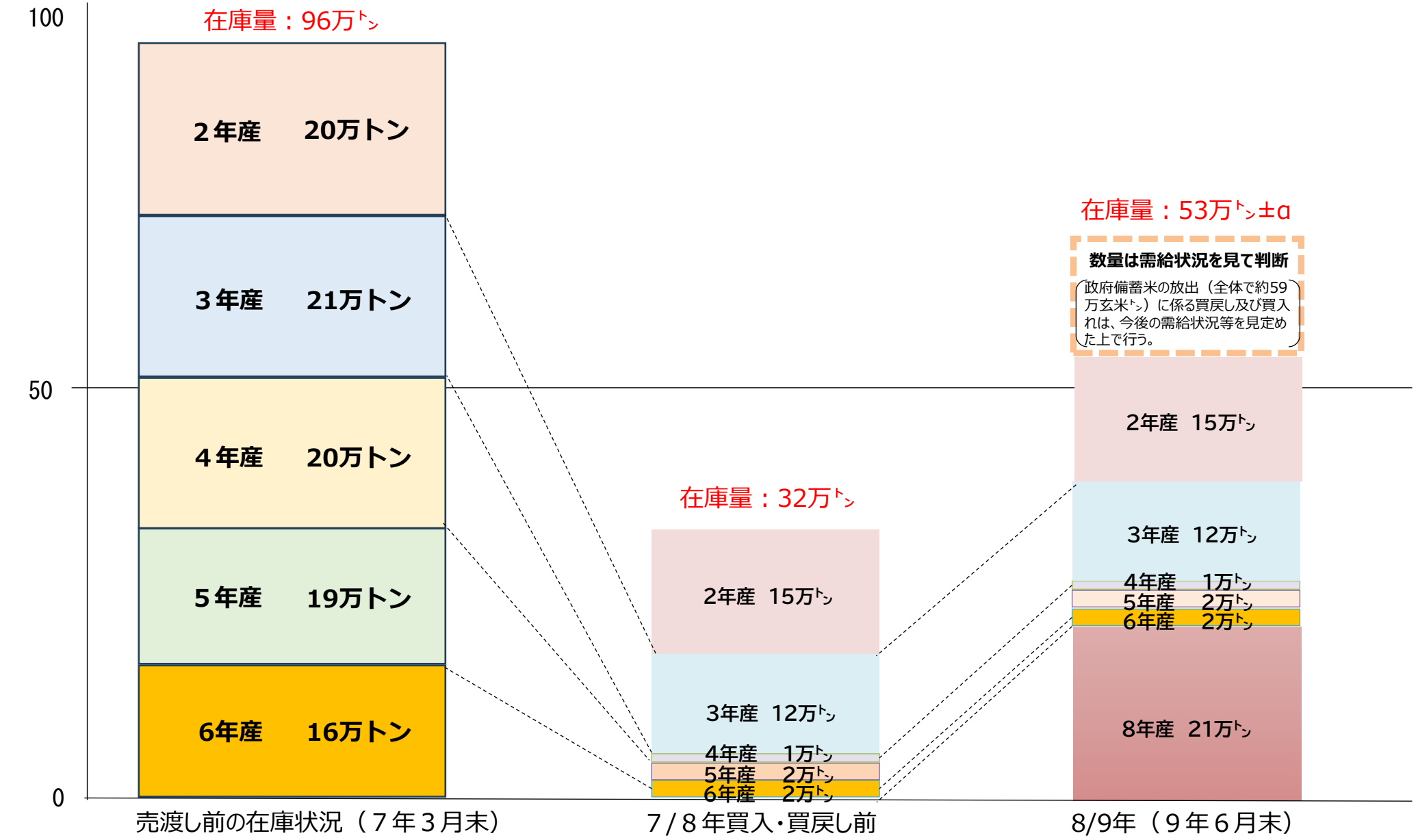
対象数量・年産　２１万トン（８年産）

入札結果・予定

第１回入札（公告：令和8年３月13日、入札：４月14日）　落札数量　11,710トン
第２回入札（公告：令和8年４月15日、入札：４月28日）　落札数量　159,722トン
第３回入札（公告：令和8年４月30日、入札：５月26日）　落札数量　32,757トン
第４回入札（公告：令和8年５月27日、入札：６月９日）　落札数量　3,332トン

合計　207,521トン
※全量契約済み

政府備蓄米の在庫状況について



※　買戻し条件付き売渡し31万トン（契約数量ベース）、随意契約による売渡し28万トン（申込確定数量ベース）、加工原材料用への売渡し５万トン（申込申請数量ベース）、計64万トン

令和８/９年の需給見通しの変更

○ 令和8/9年の主食用米等の需給見通し（玄米ベース）

		前回（9月2日） （万玄米ﾄﾝ）	今回 （万玄米ﾄﾝ）		買戻し条件付売渡しに係る追加買戻しを令和8/9年に全量実施した場合 （万玄米ﾄﾝ）	【参考】 ・長期計画的な販売支援（32万ﾄﾝ） ・民間備蓄実証事業（6万ﾄﾝ）
令和8年6月末民間在庫量	A	速報値 243	確定値 243	速報値 → 確定値 242.7 → 242.5 <万玄米ﾄﾝ単位での変更無> ・生産者在庫（万玄米ﾄﾝ） 27.8 →27.4 ・民間在庫（万玄米ﾄﾝ） 214.9→215.1	確定値 243	<38>　32　6
令和8年産主食用米等生産量	B =C+D	最小値　中央値　最大値 735～745～754	741	令和8年9月25日現在の予想収穫量に更新	741	
うち生産者ふるい目幅以上	C	―	711		711	
うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用への供給見込量	D	―	30		30	
令和8/9年主食用米等供給量計	E =A+B	978～988～997	983		983	
令和8/9年主食用米等需要量	F	693～711	695～712	最新の人口推計やインバウンドの値を踏まえ更新	695～712	
政府備蓄米の買戻し	G	21	21	→	<31>	【参考】 ・ 民間備蓄実証事業（20万ﾄﾝ）を実施する方向で概算要求中 ・ 長期計画的な販売支援の期間延長を概算要求中
令和9年6月末民間在庫量	H =E-F-G	246～264～283	250～267		<240～257>	

非主食用米を含む用途別の需給見通し（令和８年10月時点版）

○　現時点で活用可能な情報をもとに、非主食用米を含む用途別の需給見通しを作成。
今後も、７月部会に示した方向に沿って検討し、食糧部会での議論等を通じて、完成度の向上を図る。

需要（令和８／９年・９／10年）　：実需者からの聞き取り（10/19の需要者団体会議）、消費仕向量の実績値（食料需給表）等
国内生産の実績（令和８／９年）　：主食用米、戦略作物等の作付状況等
国内生産の見通し（令和９／10年）：非主食用米の各用途の需要を満たす水準

令和８／９年見通し（単位：万トン、万ha）

	主食用等	うち酒造好適米	備蓄用	加工用	輸出用	米粉用	飼料用	合計
需要	695~712	9	21	31	7~9	6	30~40	790~819
国内生産の実績	741	8	21	24	6	4	15	811※
（作付面積）	*136.0*	*1.7*	*3.6*	*4.5*	*1.1*	*0.7*	*2.5*	*148.4*
生産ー需要	+29~+46	▲1	±0	▲7	▲3~▲1	▲2	▲25~▲15	▲8~+21

令和９／10年見通し（単位：万トン、万ha）

	主食用等	うち酒造好適米	備蓄用	加工用	輸出用	米粉用	飼料用	合計
需要	693~710	9	21	31	8~10	6~7	30~40	789~819
国内生産の見通し	693	9	21	31	10	7	40	802※
（作付面積）	*128.8*	*1.9*	*3.9*	*5.8*	*1.9*	*1.3*	*7.4*	*149.1*
生産ー需要	▲17~±0	±0	±0	±0	±0~+2	±0~+1	±0~+10	▲17~+13

注１　酒造好適米及び非主食用米（加工用、輸出用、米粉用、飼料用）の需要見通しの設定根拠は以下のとおり。
　　酒造好適米　：実需者からの聞き取り、酒造好適米等の需要量調査結果（令和８年７月）に基づく農林水産省推計
　　加工用　：国内産米の需要として、令和７年度の国内消費仕向量全体から、米価高騰前の令和５年度の外国産米による仕向量を減じて算出（食料需給表）
　　輸出用　：令和８/9年は団体聞き取り、令和９/10年は過去５年間（令和３～７年）の輸出実績の増加率を基に幅を持たせて設定
　　米粉用　：令和８/9年は実需者への聞き取りを基に農林水産省推計（麦の需給見通し（令和８年３月公表））、
　　令和９/10年は実需者への聞き取りを基に、過去５年間（令和３～７年）の需要量の増加率を踏まえ幅を持たせて設定
　　飼料用　：国内産米の需要として、令和４～６年度の配合飼料における畜産農家からの国産米指定に基づく飼料用米の利用実績の平均（配合飼料メーカーへの聞き取り）
　　及び畜産農家の飼料用米生産者からの直接購入量に基づく農林水産省推計
注2　国内生産の実績（令和8/9年）は、主食用米、戦略作物等の作付状況等（作付面積）に単収（538kg/10a（平均単収）、592kg/10a（平均単収の１割増）等）を乗じて算出。
注3　国内生産の見通し（令和9/10年）は、非主食用米の各用途の需要を満たす水準として設定。作付面積は、それらを単収（538kg/10a（平均単収）等）で除して算出。

※　**令和８/９年**の「国内生産の実績」は、9月25日現在の**作況単収指数（全国）が102**であることを反映。
　令和９/10年の「国内生産の見通し」は各用途の需要に応じた水準を用い、作付面積は平年単収で割り戻して算出。

米のコスト指標について

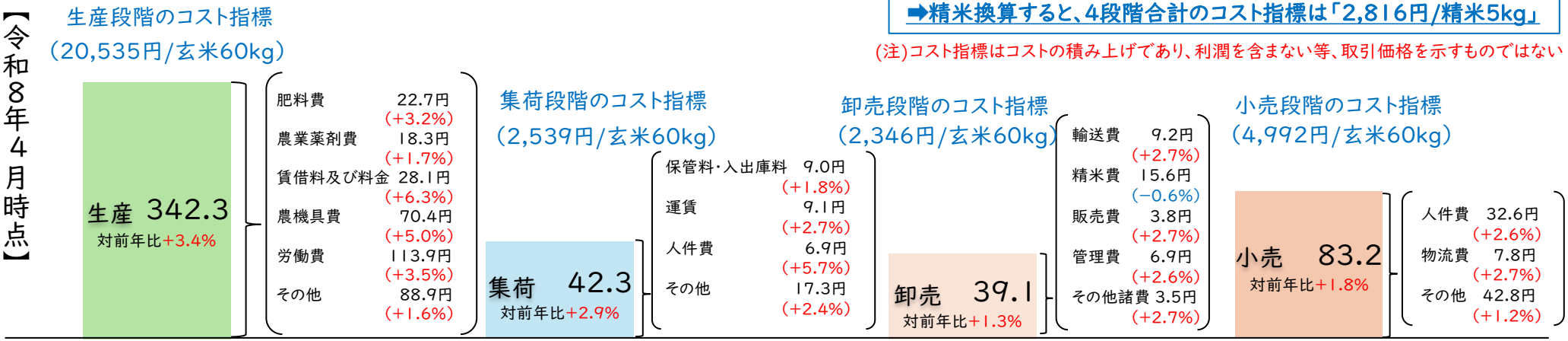
米のコスト指標（令和8年4月7日公表）

（円/玄米1kg）（税込）
（玄米から精米の歩留まりを0.9とする）

【令和8年4月時点】

4段階（生産～小売）の合計は、506.9円/玄米1kg
➡精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,816円/精米5kg」

(注)コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない



【令和7年4月時点】

4段階（生産～小売）の合計は、492.4円/玄米1kg
➡精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,736円/精米5kg」

(注)コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない



注 四捨五入の関係で各費目の合計や変動額と変動率が一致しない場合がある。

食料システム法の概要（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ **題名**

「**食品等の持続的な供給を実現**するための**食品等事業者による事業活動の促進**及び**食品等の取引の適正化**に関する法律」に改正。

○ **目的**

食品等事業者が食料システムにおいて**農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割**を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、**農林漁業及び食品産業の成長発展**並びに**一般消費者の利益の増進**に資する旨規定。

1　食品等事業者による事業活動の促進

（１）農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための**食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針**を策定（(2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等）。

（２）食品等事業者が、次の**事業活動に関する計画**を作成し、**農林水産大臣が認定**。

① 安定取引関係確立事業活動（**農林水産業と食品産業の連携強化**）
② 流通合理化事業活動（**流通の効率化**、**付加価値向上**等）
③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの**排出量の削減**等）
④ 消費者選択支援事業活動
（**持続可能性に配慮した物の選択**を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

（３）地方公共団体、一般社団法人等、（２）の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成し、**農林水産大臣が認定**。

〈支援措置〉

（２）の計画：日本政策金融公庫による**長期低利融資**
農業・食品産業技術総合研究機構の**研究開発設備の供用**等
（このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の**税制特例**を措置）

（３）の計画：補助金等で整備された**施設等の有効活用**　等

令和７年10月１日施行

2　食品等の取引の適正化

（１）農林水産大臣は、**食品等の取引の適正化に関する基本方針**を策定。

（２）飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう**努力**。

① 持続的な供給に要する**費用等**の考慮を求める事由を示して**協議の申出**がされた場合、**誠実に協議**。
② 持続的な供給に資する取組（**商慣習の見直し**等）の**提案**があった場合、**検討・協力**。

（３）農林水産大臣は、（２）①、②に関する事業者の行動規範（**判断基準**）を、基本方針に基づき省令で策定。

（４）農林水産大臣は、（３）の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

① 適確な実施を確保するため必要な場合、**指導・助言**を実施。
② 実施状況が著しく不十分な場合、**勧告・公表**を実施。
（勧告の実施に必要な場合、**報告徴収・立入検査**を実施。）
※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

（５）農林水産大臣は、取引において、通常、**費用を認識しにくい**飲食料品等を省令で**指定**。その**費用の指標**の作成・公表等を行う**団体**を、基本方針や省令に基づき**認定**。

令和８年４月１日施行

卸売市場法の一部改正

○ 中央卸売市場・地方卸売市場の**開設者**は、**指定飲食料品等**、その**費用の指標**等を**公表**。

ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能
・（１）の基本方針の策定、（３）の判断基準の策定、（５）のうちの飲食料品等の指定
・（５）のうちの団体の認定に係る準備行為

食料システム法による合理的な価格形成の促進（食品等の取引の適正化措置の全体像）

食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

○ 取引適正化を推進する**意義**、**判断基準の策定に係る考え方**、**コスト指標作成団体が果たす役割**等を農林水産大臣が定める

飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は**需給事情や品質評価**が適切に反映され、**当事者間で決定**されることが基本

飲食料品等の取引

売り手 ⇔ 買い手

取引における**努力義務**（法第36条）

① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**

② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**

取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能

努力義務の実施状況を判断するための**基準（判断基準）**（法第37条）

⇒ 基本方針に基づき**省令**で策定
- 協議の速やかな開始
- 協議における公表資料の尊重
- 検討結果の説明　　等

指定飲食料品等

飲食料品等のうち、取引において、通常**費用を認識しにくい品目**を**省令**で**指定**（法第41条第１項）

⇒ 基本方針に基づき、**コスト指標作成団体**を農林水産大臣が**認定**（法第42条第１項）

⇒ 認定団体が**コスト指標を作成・公表**

情報提供 ⇒

⇐ 措置の実施

実効性の確保

農林水産大臣

情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査により、**情報収集・状況把握（フードGメン）**

判断基準に基づき確認

適切な実施を確保するため必要な場合、**指導・助言**（法第38条）

実施状況が**著しく不十分**な場合、実態の改善を**勧告**（法第39条第1項）※

勧告に従わない場合、**事業者名**、勧告した旨を**公表**（法第39条第2項）

公正取引委員会への通知

※ 報告徴収・立入検査を実施。

食料システム法に基づく指導について（令和８年11月10日農林水産省プレスリリース）

○食料システム法に基づき実施した食品等取引実態調査において回答のあった事業者のうち、主食用米の調達先に対して努力義務違反を行った疑いのある19事業者に対して、指導書を発出。

農林水産省は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第34条第1項に基づき実施した食品等取引実態調査に対する回答を踏まえ、主食用米を調達している事業者（19者）に対し、指導を行いました。

1.概要

食料システム法においては、飲食料品等の売買その他の取引を対象として、次の努力義務を課しています（食料システム法第36条各号）。

- 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出があった場合、誠実に協議に応ずること
- 取引の相手方から商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力を行うこと

また、これらの努力義務が果たされているかを判断する基準となる具体的な行動規範として、速やかに協議に応じること、取引価格などの取引条件を一方的に決定しないこと等の判断基準を定めています（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号）。

今般、農林水産省が実施した食品等取引実態調査において、主食用米を調達している事業者（19者）から、根拠資料に基づく協議の申出に対し、次のいずれかの対応を行ったとの回答があったことから、食料システム法第38条に基づく指導を行いました。

（1）取引先が示した合理的な期限以内に、協議を開始しなかった

（2）根拠資料を合理的な根拠があるものとして取扱わなかった

（3）実態を伴った協議を行うことなく、一方的に取引価格を据え置く旨を通知した

（4）検討結果についての具体的な理由を説明しなかった

2.指導の内容

（1）取引の状況について改めて確認すること
（2）組織内での問題意識の共有と事実確認をすること
（3）努力義務を適確に実施すること

3.今後の対応

指導を行った事業者に対しては、ヒアリング調査等により対応状況を確認し、努力義務の実施に関する状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められる場合には、食料システム法に基づく勧告を行うなど厳正に対処します。

水田政策関係

（経緯、背景、見直しの概要）

食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日 閣議決定）（抜粋）①

○　食料・農業・農村基本計画では、国内人口や農業者の減少が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たす観点から、水田政策を令和９年度から根本的に見直すこととしている。

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和９年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）（抜粋）②

○ 我が国においては、農地が現在の人口1.2億人分の需要全体を賄うために必要な面積の1/3程度しかなく、更に農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料の安定供給を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、**全ての田畑をフル活用**し、**供給力を強化していく必要**。

○ 食料・農業・農村基本計画では、米・麦・大豆等の単収向上による**生産量の拡大目標**や**農地面積の目標**を設定。

品目 【　】は主な産地※1 （2023 年産）	国内消費仕向量（万t） （1人・1年当たり消費量（kg/人・年））		生産量（万t）		うち輸出量（万t）		単収（kg/10a）		作付面積（万ha）	
	2023年（年度）	2030年（年度）	2023年（年度）	2030年（年度）	2023年（年度）	2030年（年度）	2023年（年度）	2030年（年度）	2023年（年度）	2030年（年度）
米※2	824 (51.1)	777 (50.6)	791	818	4.4	39.6	535	570※3	148	144
小麦 【北海道、九州】	631 (31.0)	632 (31.7)	109	137	0	0	472	537※4	23	26
大麦・はだか麦 【九州、関東・東山】	197 (0.3)	196 (0.3)	23	26	0	0	363	382	6.4	6.8
大豆 【北海道、関東・東山】	356 (7.0)	364 (7.0)	26	39	0.2	1.1	169	223※5	16	17

農地面積：427万ha（2024年）→ 412万ha（2030年）

※1 全国農業地域の区分で収穫量上位の２地域。各地域に所属する都道府県は次のとおり。 北海道：北海道、東北：青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島、北陸：新潟・富山・石川・福井、関東・東山：茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野、東海：岐阜・静岡・愛知・三重、近畿：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山、中国：鳥取・島根・岡山・広島・山口、四国：徳島・香川・愛媛・高知、九州：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島、沖縄：沖縄

※2 米の輸出量は玄米換算。

※3 米の単収（2030 年）は、主食用：555kg/10a、新市場開拓用：628kg/10a、米粉用：616kg/10a、飼料用： 720kg/10a。

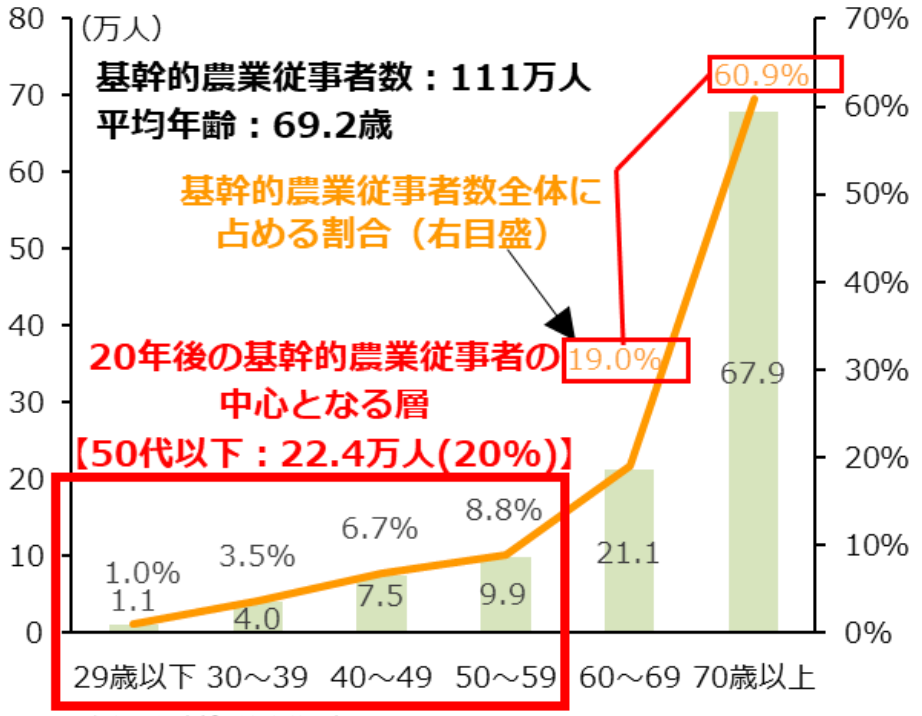
※4 小麦の単収（2030 年）は、田：489kg/10a、畑：605kg/10a。

※5 大豆の単収（2030 年）は、田：212kg/10a、畑：268kg/10a。

現状と課題①（人・農地）

○ **基幹的農業従事者**の平均年齢は69.2歳となっており、今後、高齢者のリタイアによる**急速な減少**が見込まれる。
○ 土地利用型作物の農業経営体数は、2020年：60万経営体　→　2030年：27万経営体に**半減**が見込まれる。
○ **経営規模の拡大を考慮せず**、2020年時点の１経営体あたりの経営面積を基にして試算すると**2030年には農地利用が約70万ha減少**するおそれ。

基幹的農業従事者数の年齢構成（令和６年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

経営体数（万経営体）

	2020年	2030年（試算）
法人等団体経営体	1.6	2.1
主業経営体	8.2	3.6
準主業・副業的経営体	50	22
合計	60 ----→	27

経営体数は半減見込み

経営面積（万ha）

	2020年	2030年（試算）
法人等団体経営体	52	66
主業経営体	84	40
準主業・副業的経営体	80	36
合計	216 ----→	142

約70万haの農地利用が減少するおそれ

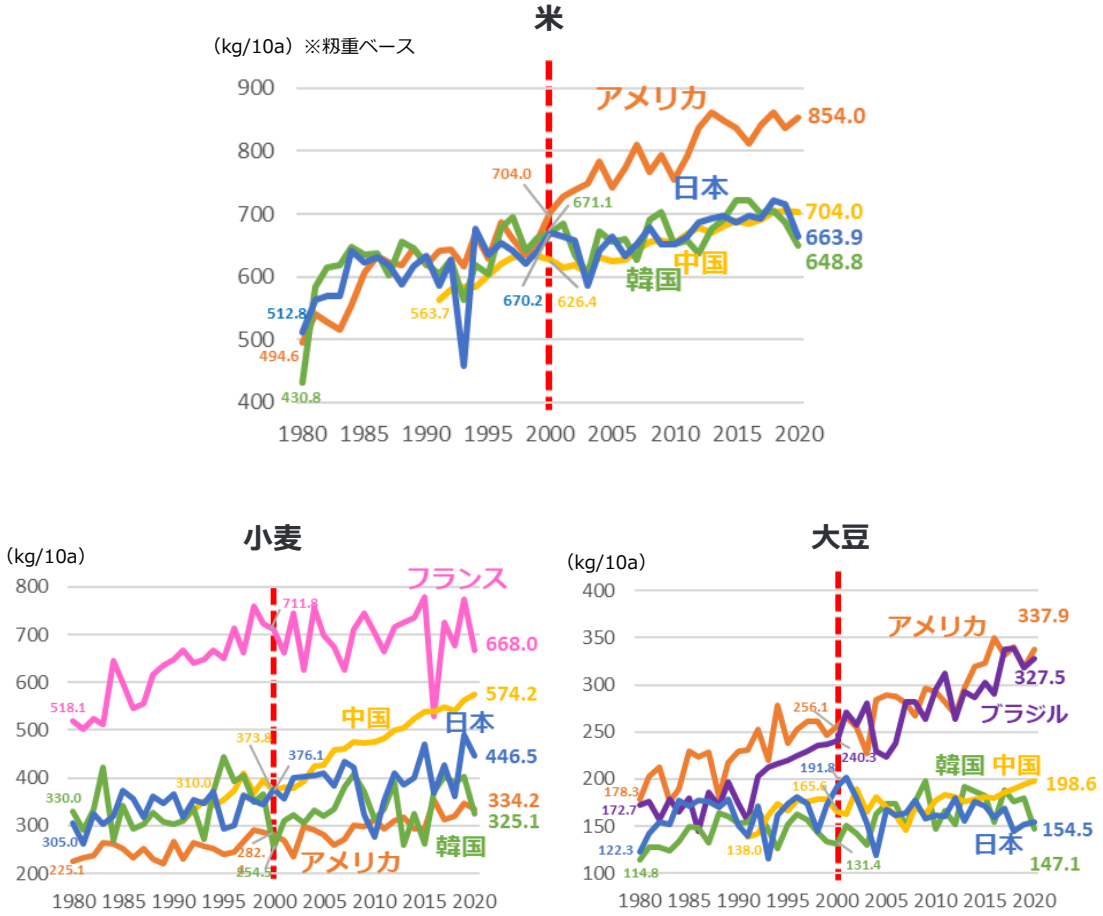
（参考）2030年の経営面積（試算）について
- 2030年にかけて経営規模が拡大しないと仮定し、経営類型（法人等団体経営体、主業経営体、準主業・副業的経営体）別に「2030年の経営体数」に「2020年の１経営体当たり経営面積」を乗じて算出

資料：「農林業センサス」及び各種面積統計を基にした農林水産省試算

現状と課題②（単収）

○ **単収**については、**米についても諸外国と比べ高いとは言えず、特に大豆は低い状況。**
○ また、**田作での単収は畑作に比べて低い水準**となっており、田作の大豆については、近年、単収が減少。

諸外国との単収の比較



資料：FAOSTATより農林水産省にて作成

田作と畑作の単収比較

小麦

	H22	R6	R6/H22
畑作	308kg	558kg	181%
田作	250kg	356kg	142%

大豆

	H22	R6	R6/H22
畑作	192kg	256kg	133%
田作	157kg	137kg	87%

資料：農林水産省「作物統計」をもとに農産局穀物課作成。

麦・大豆の単収向上に向けては、近年開発された多収性、耐病性等を有する新品種への切り替えも重要

- 九州の小麦では、昭和49年育成のシロガネコムギが約40%と最も多い
- 全国の大豆では、昭和55年育成のフクユタカが約15%と最も多い

普及が期待される新品種

- **小麦「きたほなみR」**
  縞萎縮病抵抗性に優れる
- **大豆「そらシリーズ」**
  既存品種より1.2倍～1.7倍多収

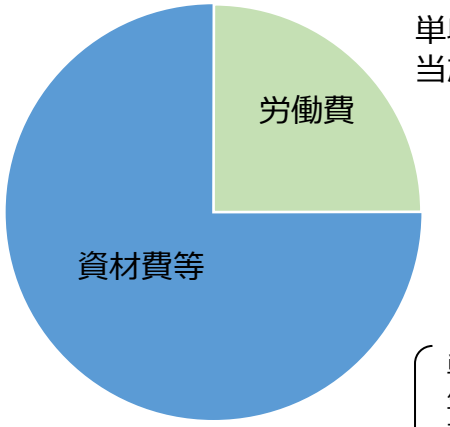
現状と課題③（大区画化等による米のコスト低減）

○　規模拡大による生産コストの削減効果が表れている15ha以上の作付経営体において、更なる生産コストの削減に向け、**コスト全体を削減することが可能となる単収の向上が重要**。特に、**輸出や中食・外食ニーズへ対応するため、多収品種の導入は重要**。

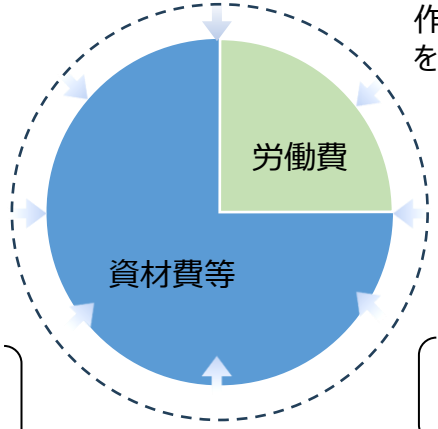
○　さらに、今後、一人あたりの経営面積の増加が見込まれることから、**農地の集積・集約、大区画化**を進め、**スマート農機に適したほ場整備**を進めることにより、**スマート農機の効果を最大限に発揮**し、**労働時間を大幅に削減**。

【15ha以上の水稲作付経営体における60kgあたりの生産コスト削減のイメージ】

11,350円/60kg



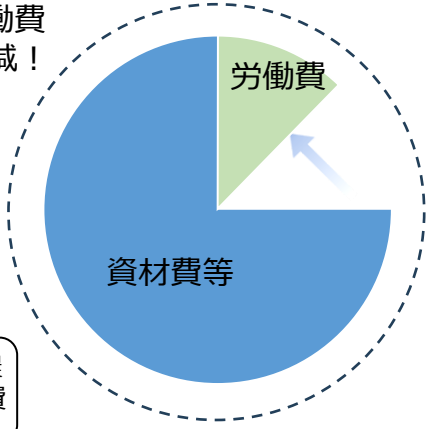
単収向上により単位重量当たりのコストを削減！



単収を1割増加することで、生産コスト１割程度の削減が可能！

作業効率向上により労働費を半減することで更に削減！

9,500円/60kg

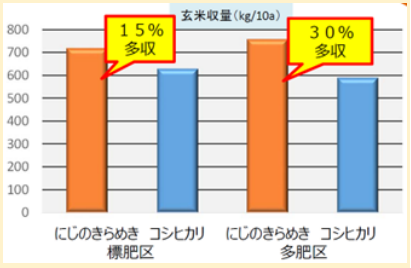


ドローン直播等のスマート農業技術の活用により労働費の削減が可能！

○　多収品種の例

「にじのきらめき」

・大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
・高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。
・既存の普及品種比10～30%増。



○　ドローンを用いた直播



ドローンを活用した直播は、育苗が不要となり、生産コスト削減が可能。

【春作業の労働時間削減効果（例）】

7.2時間/10a　→　1.0時間/10a

※天王ナチュラルファーム（令和２年採択スマート農業実証プロジェクト）の実証結果では、育苗・田植え作業の10aあたり労働時間が7.2時間から1.0時間になり、86.2%削減。

水田政策の見直しのポイント（米・麦・大豆などの主要作物）

① 農業者が急減する中であっても、**食料安全保障を確保**することが何より重要。**全ての田畑をフル活用**するとともに、**生産性向上へのインセンティブ**が働く施策へと見直す。
このため、米、麦、大豆について、**これまで以上に単収を上げた者には、従来以上の支援を行う仕組みへと転換し、供給能力の向上を図る。**また、**対象を畑にも拡大**。

② 収量・生産性に関わらず主食用米から麦・大豆等への転換をもって支援する従来手法を改め、**一定以下の単収の場合には支援を行わない仕組みとする**。（災害等には当然配慮）

③ また、輸出用・米粉用の需要拡大に加えて、さらに米の需要を拡大していくためには、需要の約４割を占め、かつ低コスト志向が強い中食・外食向けの**業務用需要を獲得することが不可欠**。
このため、業務用米などについては、**直播のほか大幅な収量増が期待できる取組や品種、将来の担い手がいない農地を集約化して生産性向上を行うなど、低コスト化効果がさらに高まる取組**を行い、**かつ実需等と確実に結びつく者**に対する**支援を創設**。

④ 産地交付金については、地域の特色を活かした産地形成に向け、**都道府県等が自ら助成内容や単価を設定するという、基本的仕組みは維持**。
その上で、作付面積の拡大に偏在していた目標設定を、品質向上や複数年契約等の安定供給などの**産地形成に資する目標とし、次年に生かすような運用改善**を行うとともに、**中山間地域にも配慮した配分を行えるようにする**。

⑤ 米・麦・大豆について、品質が重要で、収量向上になじまない**種子や酒造好適米の安定供給**に向けどのような支援が必要か検討。

令和９年度からの新たな水田政策（ポイント）

支援の軸を「面積」＋「生産性」へ

農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たすため、**農業構造転換集中対策を進めつつ、水田・畑に関わらず**、**生産性の向上**（単収の向上、省力化、コスト削減等）と**付加価値の向上**の**双方を進め、農業者の所得の向上を図り、食料安全保障を確保する**

1　**水田活用の直接支払交付金を生産性向上の取組への支援に転換**

①作物ごとの収量に応じた支援により供給力の向上を図り、農業者の努力に報いる

②実需者との複数年契約、多収品種等への転換促進、スマート化や農地集約の推進等を通じ、農業者が安定的・効率的に経営できる環境を整備する

2　**付加価値向上の取組への支援を強化**

①産地交付金を見直し、産地の育成を一層推進する

②新たな環境直接支払交付金を創設し、有機農業への転換や環境価値の創出を図る

3　**地域の営農・共同活動の継続に向けた支援を強化**

①傾斜以外の不利性を有する農地も支援するなど、中山間地域等直接支払の対象面積を拡大する

②中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施を推進する

③多面的機能支払について、活動組織の支援の充実を図る

1　水田活用の直接支払交付金の見直し　～単収が多いほど手厚い支援へ～

コメ

生産性向上支援

<ポイント>

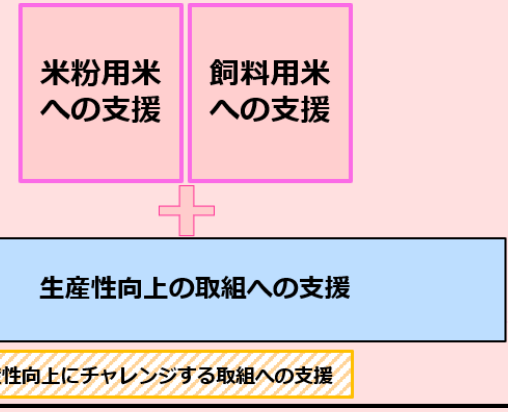
①生産性向上の取組支援（加工・新市場開拓・米粉・飼料用米が対象）
・効率的施肥、高温耐性品種 等

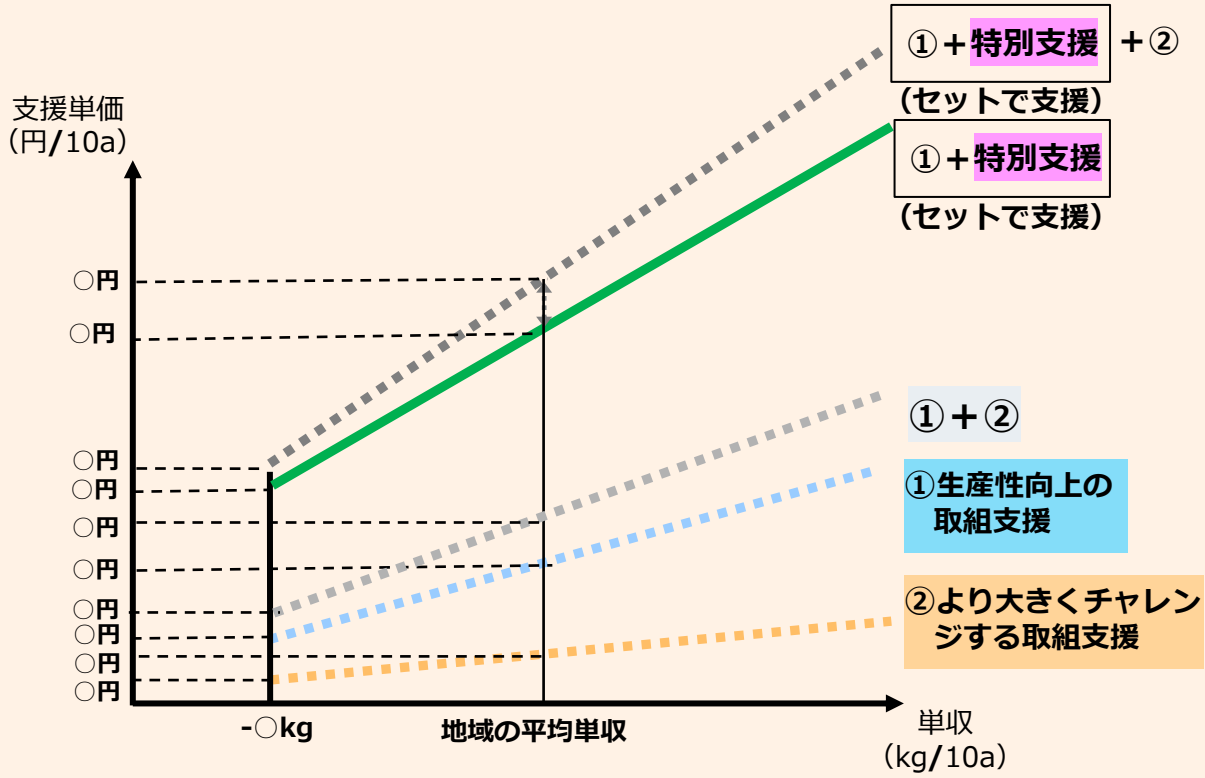
②より大きくチャレンジする取組支援（加工・新市場開拓・米粉・飼料・業務用米などが対象）（当面の間）
・直播、極多収品種
・担い手が集約した農地で行う①の取組 等

災害時の補正、実需との事前契約が必要、地域差に配慮した基準単収の設定
（※麦・大豆、飼料作物も同じ）

米粉用米・飼料用米への特別支援

<ポイント>
左①に加えて特別支援
・実需との複数年契約
※農業者と実需者の直接取引のほか、畜産農家による自家利用等も対象





1　水田活用の直接支払交付金の見直し　～単収が多いほど手厚い支援へ～

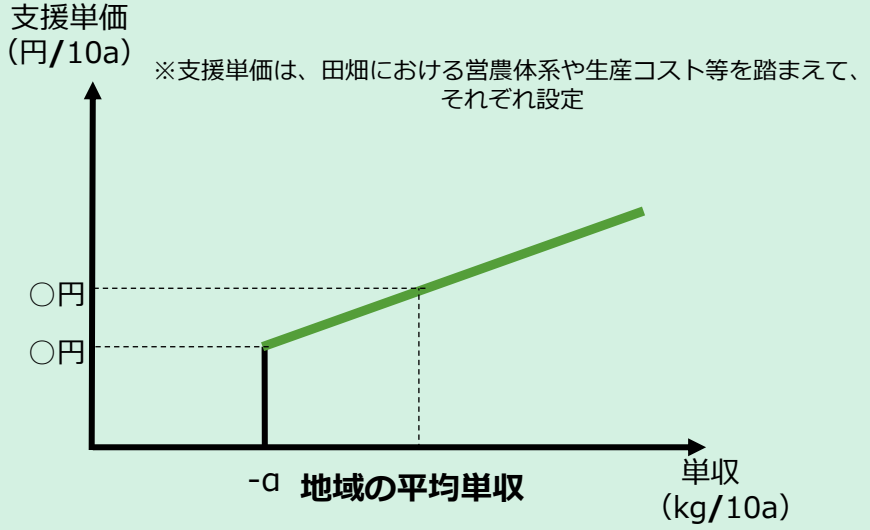
麦・大豆

生産性向上支援

<ポイント>
・ブロックローテーション等を実施した上で、効率的施肥、多収品種、スマート農業等の取組支援

・県内の低単収地域の-α及び高単収県の支援単価に特例を設定

※麦は、令和10年度から開始（令和９年度は田での従前の交付金を継続）



飼料作物

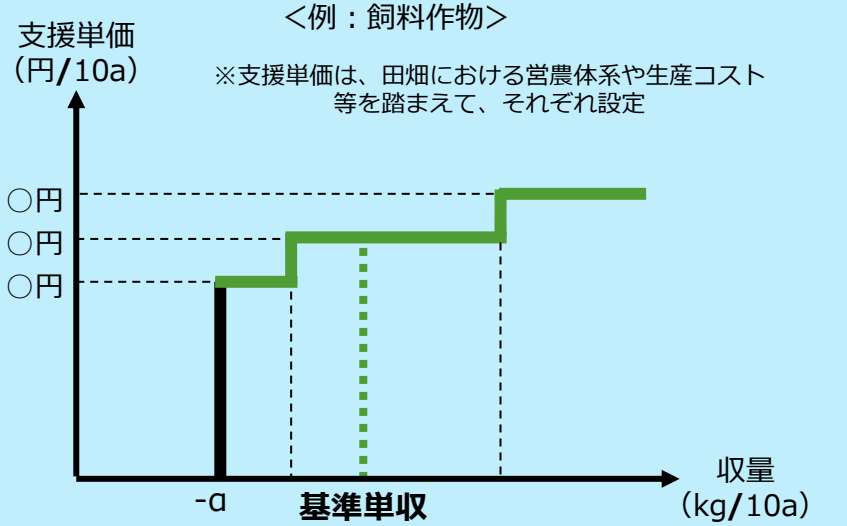
生産性向上支援

<ポイント>
・(田)栽培条件改善、優良品種、スマート農業等の取組支援

・(畑)栄養収量向上、二毛作、地力改善等の取組支援

・ロール数などによる簡易な収量確認

<例：飼料作物>



田・畑	対象作物	基準単収の〇未満	基準単収の〇以上～〇未満	基準単収の〇以上～〇未満	基準単収の〇以上
田	飼料作物（永年生牧草除く）		○円/10a	○円/10a	○円/10a
	WCS用稲		○円/10a	○円/10a	○円/10a
	永年生牧草		○円/10a	○円/10a	○円/10a
畑	飼料作物		○円/10a	○円/10a	○円/10a

産地交付金

国から都道府県への配分について、以下の観点に基づき配分
・ 耕地面積等の客観的指標（中山間地域に重点的に配分できるよう基準設定）
・ PDCAの適切な実施による効果の評価・検証結果
・ 上記とは別に、そば・なたねなど国が設定するメニューの取組面積

米・麦・大豆の種子や酒造好適米の安定供給に向けて別途支援

2　中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し　～中山間地域への更なる支援の充実～

<プッシュ型による取組強化>
・本年夏から各地方農政局等による市町村等への取組拡大（制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）の働きかけを開始
・令和９年度から更に体制を強化するための定員を要求、概算決定時に結論

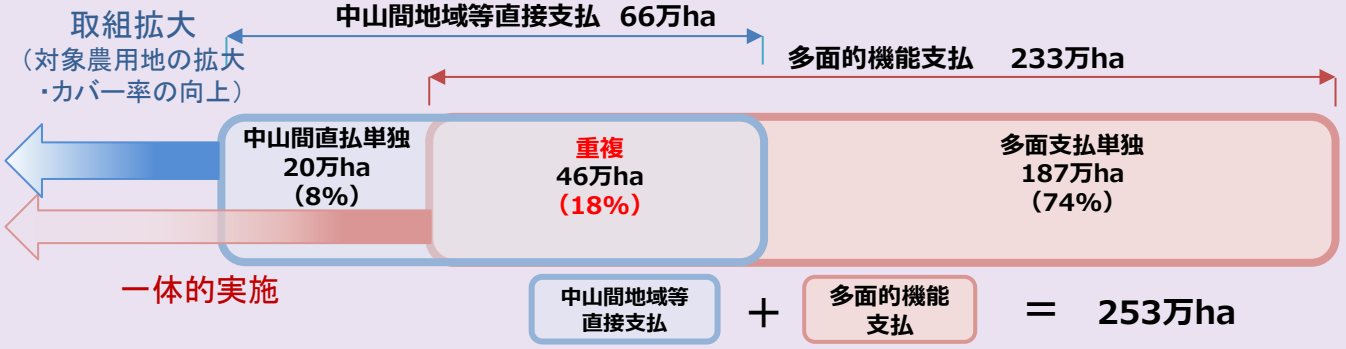
<見直しのポイント>
① 中山間地域等直接支払
・傾斜以外の不利性を有する農地も支援（法面管理、通作、ほ場の整備状況、鳥獣害等の不利性）
田から畑への転換により支援対象外となる農地も対象
・地方負担の軽減に向けて調整
② デジタル技術の活用や事務局機能の強化による事務負担の軽減を図りつつ、両支払の一体的な実施を推進
③ 多面的機能支払
・活動組織の支援の充実（外部人材との連携など）

田（急傾斜･緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1　9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）
※2　9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

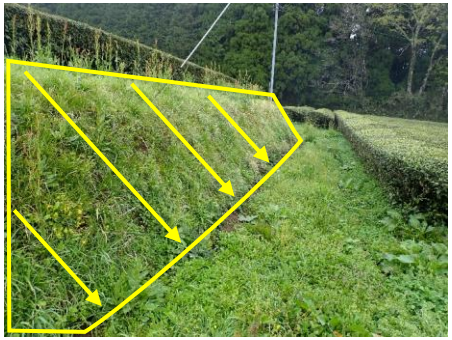
中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和６年度）



（別紙）対象農用地の拡大（傾斜によらない不利性を有する農地の例）

＜畑の不利性＞

➢ **法面管理**
階段状に造成された畑団地で法面が急勾配であり、**草刈り作業等の負担が発生**。



➢ **ほ場の整備状況**
畑に隣接する農道が狭小のため、作業効率が良い農業機械の導入が限定されることから、**農作業に時間を要する**。



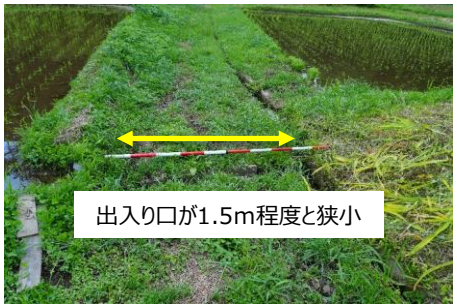
中山間直払対象外の畑において、茶やきゅうり等を作付け



中山間直払対象外の田において、水稲やWCSを作付け

＜田の不利性＞

➢ **ほ場の整備状況**
10a未満の**小区画の田が多く、出入り口が狭小**のため、作業効率が良い農業機械の導入が限定されることから、**農作業に時間を要する**。



➢ **鳥獣害**
鳥獣被害のおそれが大きいことから電気柵を設置しており、電圧の点検、柵線の断線や支柱の破損の補修等に係る**維持管理負担が発生**。



3　新たな環境直接支払交付金の創設　～転換時の導入リスクにも対応した支援へ～

＜支援のポイント＞

①支援対象者

・みどり認定農業者
〔従来の農業者団体に加え、**個人の取組にも支援対象を拡大。**〕

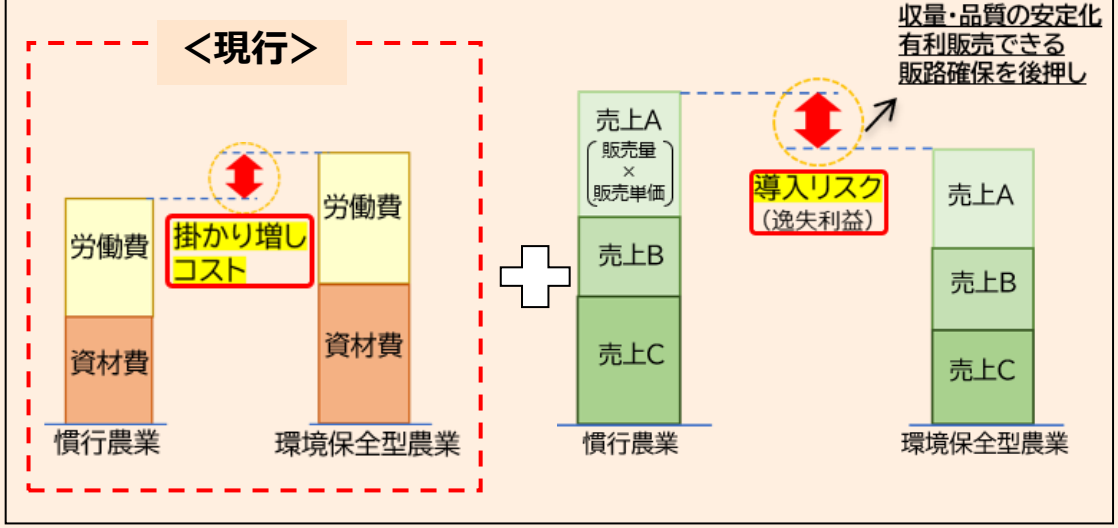
②支援の考え方

〇有機農業等の掛かり増しコストへの支援（現行）

＋

〇転換時の減収等の導入リスクにも対応した支援

＜新制度のイメージ＞



③支援対象取組

・以下の取組を対象とし、同一ほ場・同一取組への支援は５年まで

項　目	内　容
有機農業	慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援（５年間の支援期間中に有機JAS認証を取得）
環境価値の創出※	温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援（バイオ炭等）
土づくりの取組※	たい肥の施用、緑肥の施用、総合防除の取組への支援

※化学肥料・化学農薬の５割低減相当の取組を実施

④定着・拡大へのサポート

・みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の定着・拡大に向けた**都道府県のサポート体制を構築**

農林水産地域における
「地方みらい共創戦略」について

地方みらい共創戦略

2025年5月策定

- 地方創生に関し、「『地方の未来を創り、地方を守る』、『地方こそ成長の主役』であり、『地方の成長の根幹である農林水産業の持てる力を最大限引き出す』」ことが重要。
- 一方、我が国の農林水産地域では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が著しく進展し、集落機能の維持に支障を来す事態も発生。これは、**食料安全保障上もリスク**。
- こうした中、**「楽しい日本」**、**「農林水産業等の徹底的な高付加価値化」**に向けた**農林水の分野横断的な方策**が不可欠。

➢ グローバルとローカルをつなぐ**グローカル成長**※の視点を踏まえ、都会と地方との連節による**「共創」**、農林水産に関わりの少なかった企業等との**「かけ算（新結合）」**による農林水産イノベーションの実現を通じ、**我が国の成長**に繋げる

➢ ※※**里業（さとぎょう）、森業（もりぎょう）、海業（うみぎょう）など７つの分野**に施策を分けて推進

➢ 都市偏重ではなく豊かな農林水産地域に目を向ける、**発想の転換**を行う

「おいしく豊かで楽しい農林水産地域」を若者・女性にも選ばれる「目的地(ディスティネーション)」へ

地方みらい共創研究会



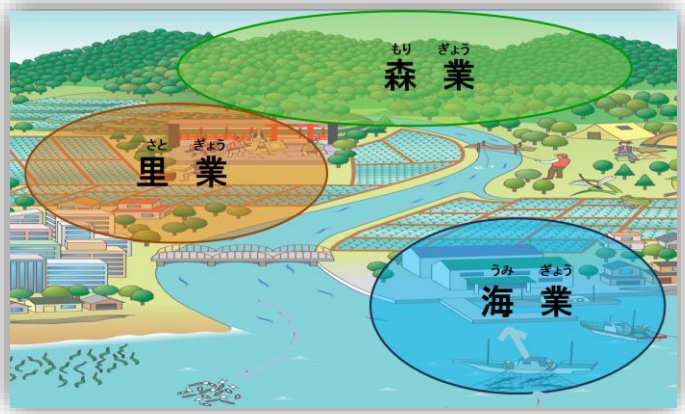
※ グローカル成長：グローバルな世界市場と農林水産業を含むローカルな地方産業を直結させ、海外需要の取り込み等を通じ、経済成長を実現する

地域の「かけ算（新結合）」のハブとなるプラットフォーム

イメージ



里業・森業・海業の位置関係



※※ 里業：多様な魅力ある農業地域の資源を活かした取組
森業：環境保全や癒しなどの森林の価値を活かした取組
海業：海や水産地域の地域資源の魅力・価値を活かした取組

地方みらい共創戦略

７分野の新たな/主な取組、支える環境

（１）農林水産業の付加価値向上 ― 簡たん・楽ちん・儲かる ―

- 国と地域の共創による地域レベルの**官民共創拠点「農林水産 地方創生センター」を全国に形成（別添）**
- 地方公共団体・スタートアップ等と連携する**「スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA（イプサ））」**創設
- **特定地域づくり事業協同組合と連携**した外部人材確保

（２）輸出の促進 ― かけ算で「海外から稼ぐ」地域 ―

- **「かけ算（新結合）」（×インバウンド等）に取り組む輸出産地**を増やす
- 訪日外国人の動線に沿った、**効果的な消費喚起（体験の提供等）**（×輸出＝アウトバウンドにも貢献）

・**「付加価値化に資する売り方」**による海外展開支援

（３）里業の推進 ― 田園の地方創生 ―

- 農泊地域と地方公共団体等が連携し付加価値化を図る**食の新結合地域「里業・食 みらい共創地域」**（仮） 形成
- **地域資源の高付加価値化**・食文化継承に取り組む**中核的な人材育成**
- 全国の農泊や食関係者等を交えた**「農泊みらい交流フォーラム」**（仮）の開催

（４）森業の推進 ― 山の地方創生 ―

- **総合支援窓口の設置**、民間団体等との推進会議の開催
- 企業のチームビルディング等に資する**体験プログラムの実践**
- **健康経営へ及ぼすエビデンス**を関係団体と普及

（５）海業の振興 地域と調和した― 浜の地方創生 ―

- 地域のサポート役となる**中間支援組織を活用**
- 地域と調和した「もうかる海業」普及に向けた**ガイドライン作成**
- 企業等との連携支援する**「海業アドバイザー」**（仮）育成

（６）農福連携の推進 ― インクルーシブ社会の実現 ―

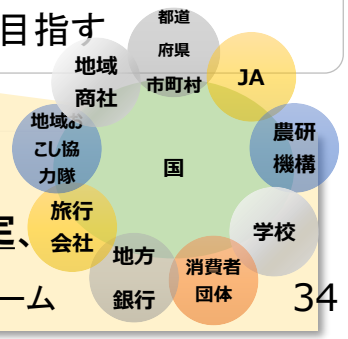
- 地域協議会の設立促進等に向け**「全国農福連携サミット」**（仮）開催
- 消費者向け**首都圏大型イベント等における機運醸成**
- **林福・水福連携**の取組の拡大

（７）フードテックの推進 ― 世界で戦う地方発 ―

- **「日本発フードテック市場性調査検討会」**（仮）立ち上げ
- 都市部と地域のフードテックコミュニティの**「地域発・フード・イノベーション新結合セミナー」**（仮）開催
- 地域から**国際フードテックイベント初出展**を目指す

「かけ算（新結合）」の形成を促す環境・体制（プラットフォーム※）

- 農林水産に関わりの少なかった企業等も含む**複数の取組主体による「かけ算（新結合）」形成**
- 民間企業等の人材・資金の確保に向け、①農林水産地域の**社会・環境インパクトを可視化するガイダンス策定**、**②新結合のモデル地域選定・実証・広域化**、③**貢献企業を表彰** 等 ※「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム



令和九年度　農林水産公共予算に関する共同決議（案）

□農林水産業は国の基であり、食料や木材の安定供給だけでなく、国土の保全や地域振興にも貢献するなど、国民生活と経済の安定に欠かせない役割を果たしている。

我が国の農業が大きな情勢の変化に直面する中で、将来にわたり食料を安定的に供給するため、昨年四月に新たな食料・農業・農村基本計画が定められ、森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」を実現するため、本年六月には、新たな森林・林業基本計画が定められた。また、海洋環境や社会環境等の水産をめぐる情勢の変化等を踏まえ、新たな水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画の検討が行われているところである。さらに、昨年六月には、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進するため、第一次国土強靱化実施中期計画が定められた。

農業構造転換や新たな水田政策を着実に進めていくためには、労働生産性や土地生産性の向上により生産コストの徹底的な低減等を図る農地の大区画化・汎用化、農業用水の安定的な確保に向けた農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、気候変動等による災害の防止等に向けたため池等の整備などを行う土地改良の推進が重要である。加えて、災害が激甚化・頻発化する中で、森林整備・治山対策による緑の国土強靱化を進めるほか、森林資源の循環利用や、森林吸収源対策、花粉症対策等を進めるため、間伐や主伐後の再造林、林道等の路網整備の推進が重要である。

また、海洋環境変化への適応や、生産力・競争力強化、災害リスクへの対応力強化、海業振興に向けて、新たな漁港漁場整備長期計画策定及びその初年度として、海洋環境変化に対応した漁港漁場整備、漁港機能の再編・強化、漁港・漁村の防災対策、漁村の環境整備等の推進が重要である。

こうした中、政府においては、危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策は予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、「『強く豊かな日本』投資枠」を創設し、真に効果的な施策を重点的に措置することとしている。また、令和九年度予算は、「補正予算依存から脱却し、恒常的な施策は当初予算に計上する」との方針が示されている。

令和八年度は、当初予算と前年度補正予算を合わせて、土地改良予算については六千九百四十二億円、林野公共予算については二千八百十四億円、水産関係公共予算については、千七十七億円を確保したところであるが、今後の予算編成に当たっては、農林水産業の持続可能な成長の実現に向けて、農林水産公共事業が果たす役割の重要性を踏まえ、事業の更なる加速化と切れ目のない実施に向けて、資材価格の高騰や中東情勢など諸情勢の変化も踏まえつつ、予算の増額を図り、必要な予算総額を確保するとともに、地方負担にも配慮していく必要がある。

以上を踏まえ、政府に対し、次の事項の実現を強く求める。

一、農林水産公共予算については、食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画、水産基本計画等の目標達成に向け必要不可欠であることに鑑み、令和九年度においても、制度の更なる拡充を図るとともに、『「強く豊かな日本」投資枠』も活用し、必要な予算総額を増額の上、確保すること。

一、国土強靱化については、「第一次国土強靱化実施中期計画」に基づき、防災重点農業用ため池の防災工事や農業水利施設の老朽化対策、山地災害危険地区等における森林整備・治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策等を加速化する必要があるため、別枠で十分な予算を確保すること。

一、これらの予算の確保に当たっては、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう、必要な地方財政措置を講ずること。特に、「総合的なTPP等関連対策」及び「食料安全保障強化対策」については、「農業構造転換集中対策」等と同様に特別な対策であることに鑑み、十分な予算確保と地方財政措置を講ずること。

一、農林水産業が、若者・高齢者等にも働きやすく、安全で魅力のある産業となるため、人材育成等による担い手の確保やスマート技術の実装等を推進すること。また、必要な事業の確実な実施に向け、施工時期の平準化に配慮するとともに、関係団体の連携強化や執行体制の充実を図ること。さらに、農山漁村への関係人口の創出等を図るため、里業・森業・海業の振興を図ること。

□右、決議する。

□令和八年〇月〇日□自由民主党□農村基盤整備議員連盟□
森林整備・治山事業促進議員連盟
漁港漁場漁村整備促進議員連盟

「農林水産　地方創生センター」

- 農林水産省では、「地方みらい共創戦略」に基づき、**農林水産地域の活性化・官民共創による多様な企業参画**等の地方創生の実現に向け、**現場での案件形成を強力に推進**していく。
- このため、国の伴走支援による**地域レベルの官民共創拠点「農林水産　地方創生センター」**を各地で形成。

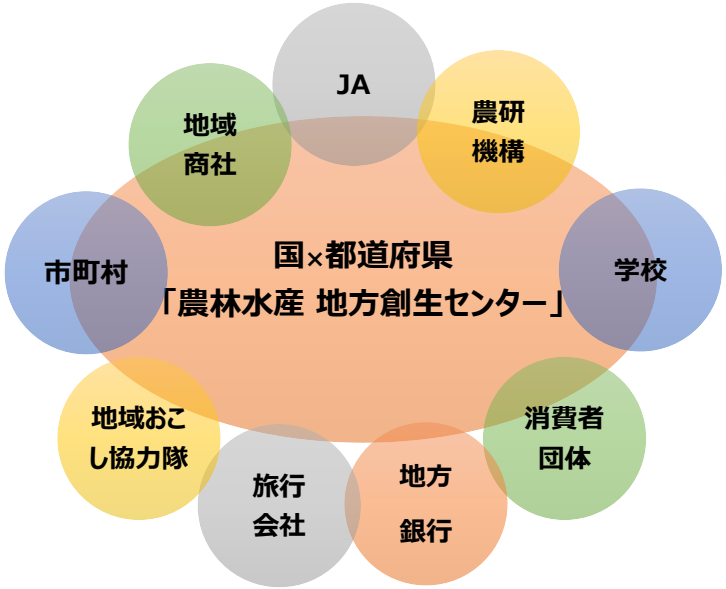
多様な主体との「かけ算（新結合）」による共創活動を推進

地方みらい共創戦略に関する地域レベルの官民共創拠点「農林水産　地方創生センター」のイメージ

多様な主体の連携＋生産から販売までの一気通貫の取組を推進

（取組例）

- 生産：**スマート技術**等の先端技術をフル活用した低コスト・高収量の生産技術を確立・普及し、**有機農業の取組を面的に拡大**
- 販売：学校給食での活用など**地産地消の推進**、交流を通じた国内外の**顧客（ファン）の獲得**、輸出や直売所を含む**多角的な販路の開拓**
- 付加価値向上(交流)：観光や異業種の企業との連携による**生産者・産地との継続的交流**、食育の推進による**消費者意識の変革**




里業・森業・海業の推進


インバウンドとの交流


農業体験の推進


食育の推進

「福井県 農林水産 地方創生センター」の設立

- 福井県において、「地方みらい共創戦略」に基づいた、**全国第１号**となる**「福井県 農林水産 地方創生センター」が設立**。
  （令和７年７月28日　オープニングセレモニー開催）
- 福井県の強みである**有機農業を核とした産地のブランド化**や**関係人口の創出・拡大**、**農林水産業と他産業との新結合**を促進するとともに、**輸出や「里業」・「森業」・「海業」**まで繋げ、**「おいしく豊かで楽しい農林水産地域」を創出**するため、**業種・業態の枠を超えた幅広い分野の関係者が結集**。

「福井県 農林水産 地方創生センター」 オープニングセレモニーの概要

１ 日　程

（1）日　　時　令和7年7月28日（月）１３：３０～１４：３０
（2）会　　場　越前市　武生商工会館　４階　パレットホール

２ 次　第

（1）開　　会
（2）挨　　拶　　福井県副知事　　鷲頭　美央
（3）来賓挨拶　　農林水産副大臣　滝波　宏文
（4）構成員紹介
（5）趣旨説明（福井県）
（6）官民共創の仕組みと先進事例について（農林水産省 農村計画課）
（7）実現したい理想像と現状・課題について（小浜市、越前市、池田町、若狭町）
（8）民間企業等の取組紹介（ビビッドガーデン、農協観光、県民生協）
（9）今後の進め方（福井県）
（10）閉　　会

○県	・福井県
○国	・農林水産省
○市町	・小浜市　・越前市 ・池田町　・若狭町
○ＪＡ	・福井県農業協同組合中央会 ・福井県農業協同組合 ・越前たけふ農業協同組合
○地方銀行	・株式会社福井銀行
○メディア	・株式会社福井新聞社
○消費者団体	・福井県民生活協同組合
○都市部企業	・株式会社ビビッドガーデン
○旅行会社	・株式会社農協観光

（構成員）



（福井テレビより）



（福井テレビより）

「福井県　農林水産　地方創生センター」の概要

背景・目的

- 豊かな地域資源を持つ福井県の農山漁村の魅力を引き出し、次代に継承するためには、分野や地域の垣根を越えた多様なステークホルダーとの協働により、新たな価値を創造することが肝要。
- このため、地域課題の解決や付加価値の創出に資する官民共創での事業を創出すべく、国、県、市町、農業者団体、地域金融機関、民間企業等が参画する「福井県 農林水産 地方創生センター」を設立。

活動内容

- 福井銀行（中間支援組織）との面談を通じた市町の課題の整理・分析
- 活動テーマごとに必要なパートナーを募り、PTを立ち上げ
- PTにおいて事業スキームや取組内容等の詳細を検討

※　当面は「有機農業」をテーマに事業化に向けた検討を行うこととし、取組の状況を見ながら、テーマの拡張を検討。

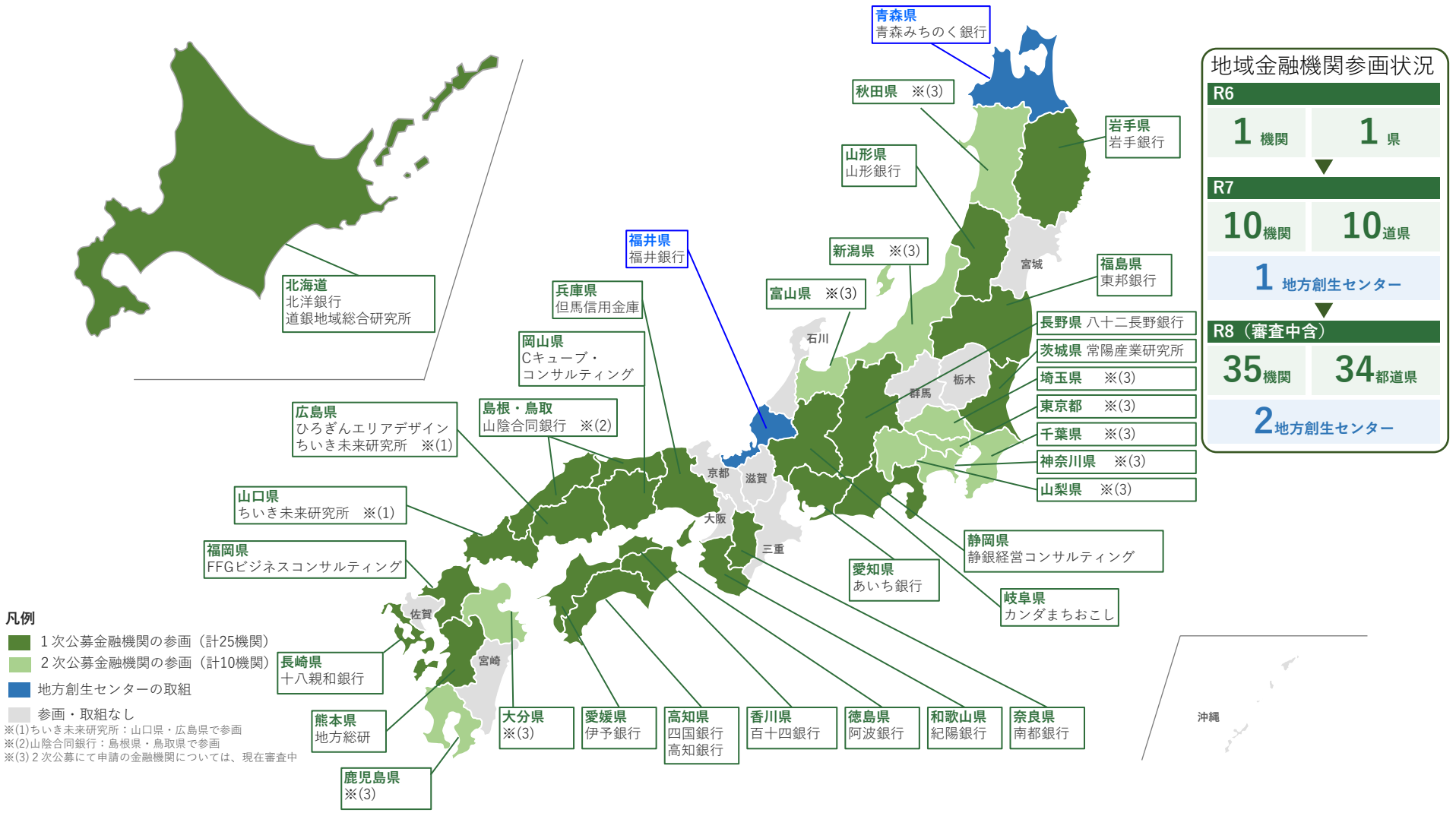
プロジェクトテーマ（例）

- **「観光」**との新結合による域外のファンづくり
- **「消費者」**との新結合による「CSA（地域支援型農業）」のスキーム構築
- **「首都圏のCSV／CSR企業」**との新結合によるアグリワーケーションの推進
- **「教育」**との新結合による有機給食を起点とした食育の展開

「福井県　農林水産　地方創生センター」が拠点となり、官民共創による取組を全県的に展開し、
地方創生2.0のふくいモデルを全国に発信。

地域金融機関中間支援事業　参画金融機関マップ

令和6年度から地域金融機関等との連携を全国へ拡大し、
地域の案件形成拠点となる「農林水産 地方創生センター」の設立へ



地域金融機関参画状況

R6
- 1 機関
- 1 県

▼

R7
- 10機関
- 10道県
- 1 地方創生センター

▼

R8（審査中含）
- 35機関
- 34都道県
- 2地方創生センター

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち

地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和９年度予算概算要求額　9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、**官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者の経営改善等に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した事業化支援**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

1．地域資源活用・地域連携サポート事業

①　**農山漁村地域の課題解決に向けた取組**を**技術的・人的・金銭的側面から推進**するため、
ア　**生産性や付加価値の向上**に向けた**AI技術等の活用**
イ　農山漁村への**企業等の多様な主体の参画促進**に向けた**国による証明書制度**の実施
ウ　**地域レベルでの案件形成の促進**に向けた、金融機関等の**中間支援組織**を活用し**民間企業と自治体等とのマッチングとそれに伴うファイナンスを支援する取組**
等の官民共創の仕組みを活用した取組や、起業の促進に向けた取組を支援します。

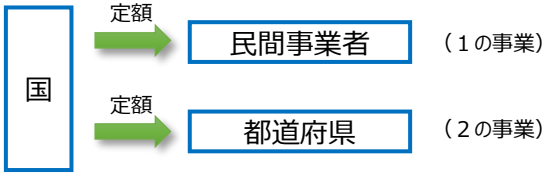
また、**地方創生センター等における取組を支援**するため、**中央サポートセンターを設置**し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る課題解決に取り組む事業者に対して、**専門家を派遣する取組等を支援**します。

②　施設給食において、**地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組**等を支援します。
【事業期間：１年、交付率：定額】

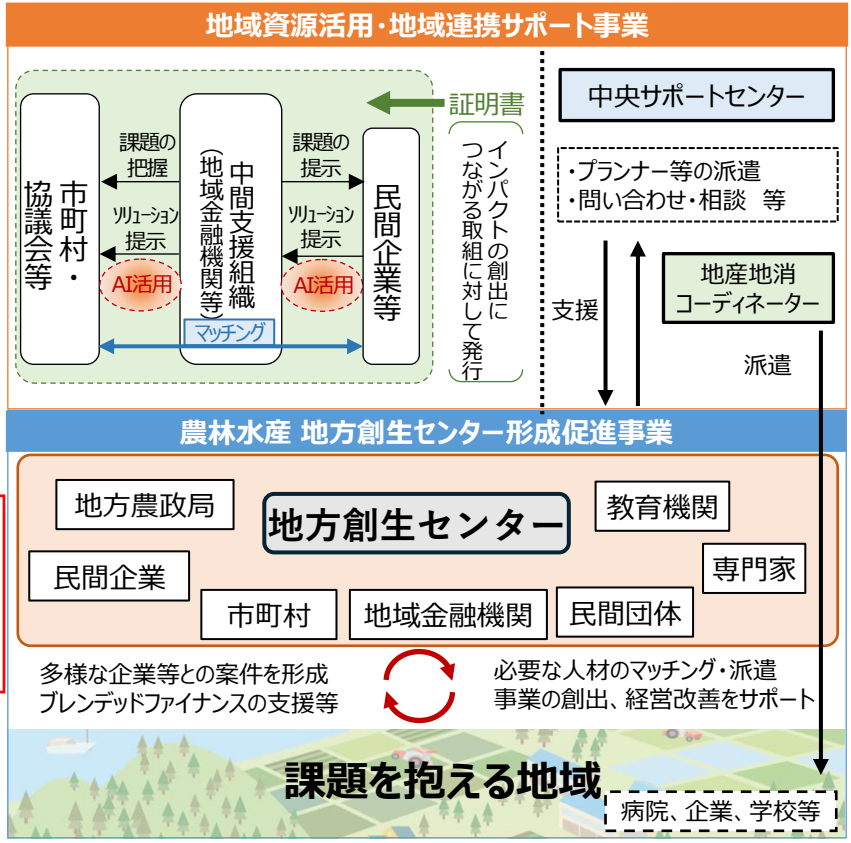
2．農林水産 地方創生センター形成促進事業

地域金融機関等と連携し、都道府県単位で**農林水産地方創生センターを設置・運営**するとともに、**地域資源を活用した付加価値創出や経営改善などの課題に取り組む事業者に対して専門家を派遣**し、地域において**官民共創による課題解決を推進**する取組等を支援します。
【事業期間：１年、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］

（１②の事業）　農村振興局都市農村交流課　（03-6744-1855）

（１①、２の事業）　農村計画課　（03-6744-2141）